

開議及び閉議 日時並びに その宣告者	開議	令和5年12月 1日午前10時00分			議長	金澤克仁
	散会	令和5年12月 1日午後 3時02分			議長	金澤克仁
出席及び欠席 議員の氏名 出席 23名 欠席 1名 凡例 ○出席を示す △欠席を示す ㊦公務欠席を示す	議席 番号	氏 名	出欠 等の別	議席 番号	氏 名	出欠 等の別
	1	杉山尊宣	○	13	石井めぐみ	○
	2	佐野太一	○	14	金澤克仁	○
	3	須田光雄	○	15	細谷典男	○
	4	海東一弘	○	16	山野井隆	○
	5	根岸裕美子	△	17	染谷和博	○
	6	久保田真澄	○	18	佐藤隆治	○
	7	鈴木三男	○	19	入江洋一	○
	8	関川翔	○	20	結城繁	○
	9	小堤修	○	21	齋藤久代	○
	10	岩澤信	○	22	赤羽直一	○
	11	落合信太郎	○	23	遠山智恵子	○
	12	関戸勇	○	24	加増充子	○
職務のため議 場に出席した 議会事務局職 員の職氏名	事務局長	吉田文彦		事務局次長	澤部慶	

説明のため議場に出席した者の職氏名

市	長	中 村	修
教 育	長	伊 藤	哲
農 業 委 員 会 会	長	倉 持	光 男
総 務 部	長	鈴 木	文 江
政 策 推 進 部	長	齋 藤	嘉 彦
財 政 部	長	田 中	英 樹
福 祉 部	長	彦 坂	哲
健 康 増 進 部	長	渡 来	真 一
ま ち づ くり 振 興 部	長	野 口	昇
建 設 部	長	前 野	拓
都 市 整 備 部	長	浅 野	和 生
教 育 部	長	井 橋	貞 夫
総 務 部 次	長	齊 藤	理 昭
会 計 管 理 者		石 塚	幸 夫
総 務 課	長	松 崎	剛
情 報 管 理 課	長	岩 崎	弘 宜
政 策 推 進 課	長	高 中	誠
秘 書 課	長	丸 山	博
魅 力 と り で 発 信 課	長	立 野	啓 司
財 政 課	長	海 老 原	輝 夫
高 齢 福 祉 課	長	秋 山	和 也
子 育 て 支 援 課	長	佐 藤	睦 子
健 康 づ くり 推 進 課	長	香 取	美 弥
国 保 年 金 課	長	関 口	勝 己
保 健 セ ン タ ー	長	助 川	直 美
農 政 課	長	染 谷	久
環 境 対 策 課	長	印 藤	智 徳
管 理 課	長	飯 竹	永 昌
道 路 建 設 課	長	榎 根	本 嗣 郎
都 市 計 画 課	長	大 久 保	益 雄

中心市街地整備課長
区画整理課長
学務課長
生涯学習課長
財政課副参事
高齢福祉課副参事
管理課副参事

中村有幸
稲葉克彦
直井徹
塚本豊康
谷池公治
井橋久美子
山田哲也

速報版 ● 本校五

令和5年第4回取手市議会定例会議事日程（第3号）

令和5年12月1日（金）午前10時開議

- 日程第1 市政に関する一般質問
- ① 石井めぐみ 議員
 - ② 結城 繁 議員
 - ③ 佐野 太一 議員
 - ④ 加増 充子 議員

会議に付した事件

- 日程第1 市政に関する一般質問
- ①石井めぐみ 議員
 - ②結城 繁 議員
 - ③佐野 太一 議員
 - ④加増 充子 議員

速報版 ● 未校正

議事の経過

午前 10 時 00 分開議

○議長（金澤克仁君） ただいまの出席議員は 23 名で、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。欠席届、根岸裕美子さんから、疾病のため欠席届が提出されています。

インターネット配信を御覧いただいている皆様に申し上げます。定例会の配付資料につきましては、会議当日開会までに市ホームページに掲載しておりますので、御活用ください。

日程第 1 市政に関する一般質問

○議長（金澤克仁君） 日程第 1、市政に関する一般質問を行います。なお、執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問に疑問があるときは、反問しますと宣告して質問内容を深めてください。議員各位に申し上げます。会議規則第 62 条第 1 項に規定されているとおり、一般質問は市の一般事務について、ただす場であります。したがって、市の一般事務に関係しないものは認められません。また、一般質問は市長の個人的見解をただす場でもありません。議員各位におかれましては、十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。なお、これに従わないときは、地方自治法の規定にありますとおり、発言の禁止、議場外への退場を命じますので、ご理解願います。また、一般質問に関しては、従来からの申合せどおりに、答弁を含み 1 人 60 分以内です。また、1 回目の質問は 30 分以内で行うこととします。それでは、質問通告順に従い質問を許します。

まず、石井めぐみさん。

[13 番 石井めぐみ君登壇]

○13 番（石井めぐみ君） 皆さん、おはようございます。会派みらい、そして日本維新の会の石井めぐみと——めぐみです。本日はお忙しい時間帯にもかかわらず議場に皆様足を運んでいただきまして、ありがとうございます。今日は 12 月 1 日ということで、今年最後の月に入りました。そして今日から、今日を含めて 52 日後には、来月に私たち取手市議会議員選挙がございます。私もすっかり戻ってこれるように、今日は選挙前の質問ですので、一般質問を行っていきたいと思っております。そして、選挙前の重要な質問になりますので、中村市長をはじめ執行部の皆様、どうぞよろしく願いいたします。今回は、子育て支援の充実と介護保険制度の地域区分の見直しについて行います。特に、介護保険制度については、市町村は 3 年を 1 期とする介護保険事業計画を策定し、3 年ごとに見直しを行う中で今期が最後の年度となります。非常に重要な 3 年目になっておりますので、今回質問させていただきます。

一番最初に、まずは子育て環境の充実について、伺います。3 月議会でも、国の政策に基づいて切れ目のない子育て政策の一般質問を行ってきました。4 月から新市長に代わり、中村市長も子育て政策には力を入れていると、選挙の際には訴えたことと認識しております。そこで改めて、今後の取手市の子育て支援などについて、お考えを伺いたいと思いま

す。

[13番 石井めぐみ君質問席に着席]

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

市長、中村 修君。

[市長 中村 修君登壇]

○市長（中村 修君） おはようございます。石井議員の質問に答弁いたします。昨今の社会情勢は、人口減少社会の到来とさらなる少子化の加速、地域の子育て力の低下など、子どもと子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化をしております。子どもの健やかな育ちが保障されるためには、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援が提供されることが重要であります。これまでも市では子育て支援に関する各事業について、さらなる充実及び改善によるサービスの向上を目指し、様々な取組を進めてまいりました。本年4月の市長就任以前より、私は子育て支援策の充実したまちづくりに関して、結婚から妊娠、出産等、子育てに関する支援を充実し、安心して子どもを産み育てられ、子どもが健やかに成長できるまちの実現を考え、これまで県議会議員として要望や活動を推進してまいりました。子育て環境を充実させるためには、少子化や保育環境の整備をはじめとする多くの課題があると認識しておりますけれども、さらなる子育て支援策の拡充に取り組んでまいりたいと考えております。今後も子育て環境の充実を目標に、市民の皆様からの声をしっかりと受け止めてまいりたいと思います。そのための第一歩として、来年度の組織改革編で、子どもや子育てに関する施策の司令塔役となる「こども政策室」を立ち上げて、課題解決に取り組んでまいります。取手市がこれまで以上に子育てしやすいまち、若い世代に選んでいただけるまちとなるよう、子どもや子育てに関する施策を一つ一つしっかりと前に進めてまいりたいと考えています。

○議長（金澤克仁君） 石井めぐみさん。

○13番（石井めぐみ君） ありがとうございます。結婚から妊娠・出産、そして子育て、切れ目のない子育ての取組をしていくということで市長からお話がありました。それではもう少し掘り下げて伺っていきますが、今後の取手市の課題、そしてどのように展開していくのか、お伺いします。

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

福祉部長、彦坂 哲君。

[福祉部長 彦坂 哲君登壇]

○福祉部長（彦坂 哲君） ただいまの御質問に答弁いたします。子育て支援に関するこれまでの課題につきましては、例えば、子育てに必要な時間や経済的な負担が増加していること。また、家庭内での虐待や貧困、学校でのいじめや不登校、ヤングケアラーへの支援、配慮が必要な子どもたちへの支援や多様性を認め合う共生社会の実現、子どもの居場所づくりなど、課題は山積していると認識しております。そのような中で、今後取手市としましては、これまでの取組を改めて精査・検証し、より一層、子育て支援の強化、拡充を図るため、先ほど市長からもお話しさせていただきましたが、来年度設置される「こども政策室」において新たな施策の実施を展開してまいります。所属につきましては、室ではご

ございますが、課につかず、福祉部直下の室という位置づけで、庁内を横断的に活動できるような組織としております。こどもまんなか社会の実現に向け、庁内連携の強化も含め、横断的に施策を展開するための司令塔としての役割をきちんと持たせ、様々な課題に取り組んでまいりたい、そのように考えております。

〔福祉部長 彦坂 哲君答弁席に着席〕

○議長（金澤克仁君） 石井めぐみさん。

○13番（石井めぐみ君） ありがとうございます。彦坂部長のほうからも、こども政策室の話が出てきましたが、これは最後の質問で伺っていきますので、次の質問に入っていきます。産前産後の支援に入る前に、取手市における住民基本台帳に基づく年間の出生数の推移を表している表が、調べてくると出てきます。2022年の出生数は502人、前年度から2人の増加、前年より増加となったのは2年ぶり、また10年前——ちょうど私が子どもを出産した2年後には——2012年の年より197人の減少——2012年から197人の出生数が減少していて、どんどん減っていくということがグラフとして見て分かるんですが、この低出生数と出生数急減の要因をどのように、まず産前産後に入る前に担当課として認識しているのか、お伺いいたします。

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

健康増進部長、渡来真一君。

〔健康増進部長 渡来真一君登壇〕

○健康増進部長（渡来真一君） それでは、石井議員の御質問に答弁させていただきます。ただいま議員のほうからも御紹介いただいたとおり、国におきましても、出生数でございますけども、平成28年に100万人を割ってから、僅か6年で80万人を割り、国の想定をはるかに上回るスピードで減少のほうはしております。本市におきましても、15年ほど前には年間800人程度の出生数でしたが、ここ数年は500人台まで落ち込んでいる状況となっております。また、国の合計特殊出生率につきましても、令和4年は1.26となりまして、前年の1.30を下回り過去最低の数字となっていることから、人口減少社会が進んでいると認識しております。今朝の新聞報道でも、県内の若者の未婚化・晩婚化が指摘されており、県といたしましても、未婚・晩婚化解消へつながる具体的な少子化対策を模索している状況がうかがえます。市といたしましても、様々な側面からの取組によって、安心して子どもを産み育てやすい環境づくりに努めていきたいと考えております。以上です。

〔健康増進部長 渡来真一君答弁席に着席〕

○議長（金澤克仁君） 石井めぐみさん。

○13番（石井めぐみ君） ありがとうございます。取手市はやっぱり全国平均見ても、かなり下回っている、数字を見ても分かると思います。ここの産前産後の支援とか、一つ一つ、見ていかななくてはいけないと私も思ってますし、やっぱり定住化から始まり、妊娠、出産、子育て、それら切れ目のない一体的な政策が必要だとは思っておりますが、今回は担当課でも、国の令和4年度第二次補正予算で、安心して出産や子育てができる環境整備を進めるための出産・子育て応援交付金を取手市でも創設いたしました。令和5年3月1

日から、——今年から始まった中で出産・子育て応援相談事業、もうしっかりやられてるということで、どのような状況になっているのか、実績とか、どのような支援をしているのか、簡単に教えていただければと思います。

○議長（金澤克仁君） 健康増進部長、渡来真一君。

○健康増進部長（渡来真一君） それでは、石井議員の御質問にお答えさせていただきます。ただいま議員のほうから御紹介いただきましたとおり、取手市では令和5年3月1日から、出産・子育て応援相談事業を実施しております。この事業につきましては、妊娠期から出産・子育てまで、一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した支援につなぐ伴走型相談支援、こちらを充実いたしまして、あわせて経済的支援との一体的な実施によりまして、妊婦・子育て家庭を支援していくものとなっております。特に経済的支援につきましては、妊娠期の給付対象となる世帯に所得制限を設けておりませんので、子どもが新しく生まれる全ての世帯に対する支援であることも、この制度の大きな特徴となっております。望まない妊娠や孤立など、様々な事情を抱える家庭の把握や、虐待リスク等の早期発見・早期支援にもつながりますので、産後ケア等の事業と並行しながら、今後も力を入れていく事業だと考えております。以上です。

○議長（金澤克仁君） 石井めぐみさん。

○13番（石井めぐみ君） ありがとうございます。これ全国的にも国の予算で進めている事業だと思うんですが、特に近隣だったりとか取手市として、本当にこの支援を使っているお母様たちの声とかなどはどのように上がっているのか、お伺いいたします。

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

保健センター長、助川直美さん。

○保健センター長（助川直美君） お答えいたします。この妊娠期から出産期ということで、お母様方も特に初めての妊娠を迎えられた方々は、様々な不安を持ってらっしゃる方が多いです。今回、国のほうから伴走型相談支援ということで打ち出されましたけれども、保健センターのほうではといたしますか、どの市町村でも、やはり伴走型と同様の支援をずっと継続しておりました。今回は妊娠届出を出してきた時点、そして妊娠8か月の時点で、アンケートを通しまして様々な状況を把握させていただいた上で、必要な妊婦さん方には地区担当の保健師のほうで電話であったり訪問であったり、また関係機関と連携をしながら支援をしているという状況です。また、あわせまして出産後ということで、出生届出を出されてから保健センターのほうでは、保健師または保育士のほうで乳児の全戸訪問を実施しております。そのことを通しまして、やはり出産後も新たな悩みが生まれてきたり、また孤立しがちだったりということもございますが、これも今までも実施してきた事業ではございますけれども、より私たちも意識をしながらお母さん方の支援をしているところではございます。そしてこの面談をそれぞれ終了した後に、妊娠後ですと出産応援給付金、そして、出産後ですと子育て応援給付金ということで、それぞれ5万円ずつ支給をしているという状況です。以上です。

○議長（金澤克仁君） 石井めぐみさん。

○13番（石井めぐみ君） ありがとうございます。もう一つは広域でやっている、ママ

のからだところのケア教室についてはどのような状況なのか、お伺いします。

○議長（金澤克仁君） 健康増進部長、渡来真一君。

○健康増進部長（渡来真一君） お答えさせていただきます。ただいま議員のほうから御紹介いただきました、ママのからだところのケア教室でございますけども、こちらにつきましては、自分のことが二の次——後回しになってしまいがちな妊産婦と子育て女性のための健康増進とメンタルヘルス向上を図ることを目的にいたしまして、これは昨年度から実施しております。こちらの教室の大きな特徴といたしましては、筑波大学監修による科学的根拠に基づいたプログラムを専門家が直接実施する、運動と相談が一体型となった健康教室になっている点と、妊産婦の方が気軽に参加できるように、対面教室とオンライン教室を組合せたハイブリッド型でやっているという点が挙げられます。体力の向上だけでなく、母親同士のコミュニティーづくり、交流の機会、こういったものを提供することによりまして、子育て女性のサポートに取り組んでいる事業となっております。以上です。

○議長（金澤克仁君） 石井めぐみさん。

○13番（石井めぐみ君） ありがとうございます。こういった国の補助金事業などは大いにうまく活用して、やはり若いお母さんたちにもう少し浸透して、こういった事業をやっているんだよということが広がっていけばいいのかなど。なかなか——子育て中の親御さんってなかなか子育てに追われていて、情報収集などやっぱり乏しくなっているところもあると思いますので、しっかりその辺は担当課としてやっていただければと思います。

次に、働く子育て世代への支援ということで、子育て世代のニーズなどについては担当課としてどのように把握してるのか、お伺いいたします。

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

子育て支援課長、佐藤睦子さん。

○子育て支援課長（佐藤睦子君） 石井議員の御質問に答弁いたします。子育て環境の充実、未来のまちをつくる上で自治体における重要な責務です。特に働く子育て世帯は年々増加傾向にある中で、保育ニーズが高まっております。取手市第二期子ども・子育て支援事業計画は、令和2年度から令和6年度までが計画期間となっており、年度ごとに計画の進捗などを取りまとめ、現状の把握に努めているところです。本年度におきましては、令和7年度を始期とする取手市第三期子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた準備を進めております。計画の内容は、おおむね18歳未満の子どもや子育て家庭を中心に、地域や事業所・関係団体・行政機関など、地域を構成する全ての個人と団体を対象としております。保健センターが所管する母子保健計画、子ども青少年課が所管する新放課後子ども総合プランの内容を包含し、乳児期から学童期まで切れ目のない支援、切れ目のない計画としております。令和5年度は、取手市内の子どもや子育て世代に関する実態や状態を把握すべくニーズ調査を実施し、令和6年度に計画を策定する予定としております。さらに、第5次となる保育所整備計画の策定の準備も同時進行で進めており、保育の質の向上と保護者ニーズへの対応を図るため、公立保育所と民間保育所施設との役割分担を調整していく必要がございます。公立保育所が担う役割を十分精査し、中長期的な計画に基づいて適正な管理運営に努めるとともに、2つの計画に基づく様々な施策により、子育て環境

の充実を図ってまいります。以上です。

○議長（金澤克仁君） 石井めぐみさん。

○13番（石井めぐみ君） ありがとうございます。じゃあ1点だけちょっと確認していいですか。今取手市第二期と第4次保育計画がありながら、次に、取手市第三期子ども・子育て支援事業計画がこれから令和7年度に向けて策定されると思うんですが、第2次から第3次に切り替わるときに大きく——第2次から第3次に、全く同じというわけにはいかないと思います。中村市長にも替わりました。そういった中で、ここだけは取手市として策定していくよとか、ここだけは支援していくよという部分があればお伺いします。

○議長（金澤克仁君） 子育て支援課長、佐藤睦子さん。

○子育て支援課長（佐藤睦子君） 石井議員の御質問に答弁いたします。先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、具体的な施策につきましては、令和5年度から調査するニーズ調査におきまして市民の皆様からの声を真摯に受け止めて、その後の施策につきましてもしっかりと対応してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（金澤克仁君） 石井めぐみさん。

○13番（石井めぐみ君） ありがとうございます。ある一定の方だけの意見ではなくて、本当に幅広い意見を聴き入れ——取り入れながら策定していただければと思います。期待しております。

次に、子どもを産み育てやすいまちづくりについて。これ、先ほどもこども政策室などができるということで、どんなことを行っていくのかお伺いいたします。

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

政策推進部長、齋藤嘉彦君。

〔政策推進部長 齋藤嘉彦君登壇〕

○政策推進部長（齋藤嘉彦君） それでは、御答弁させていただきます。こども政策室の設置ということで、冒頭、市長の答弁にもございましたように、来年の4月から、こども政策室——これは福祉部直轄の室として設置をすることとしております。これも市長の答弁にもありましたけども、市ではこれまでも様々な産前産後のサポート、それから子育て支援ということに取り組んでおります。それが庁内のいろいろな部署にまたがって行われておりますので、この室で、まずは市が行っている、結婚、出産、子育て、教育、そういったところまでの子育て支援についての施策の体系づけ、整理です。そういったことをまずはやり、そしてその後に、それを切れ目なくやっていくためには庁内にどのように横串しを刺すか、またその先にどのような組織体制がいいのかといったようなことをしっかりと検討をするということが、まずの第1の目的としております。以上です。

〔政策推進部長 齋藤嘉彦君答弁席に着席〕

○議長（金澤克仁君） 石井めぐみさん。

○13番（石井めぐみ君） ありがとうございます。こどもまんなか社会に基づいて、子どもに関連した施策の庁内横断的に司令塔——司令塔機能を有する部署としてこども政策室が設置される。これは前藤井市長のときにはない、新しく中村市長が設置されて、これから始める——子育てに力を入れてくよという部署になってくよと思います。ちょうど私

が議員になったときには健康増進室ができたときで、藤井さんは健康に力を入れるよということで、10年間やってきて、本当に全国にも広がるぐらい——WBCでしたっけ、市長が会長にもなるぐらい……

○議長（金澤克仁君） SWC。

○13番（石井めぐみ君） （続）ああWじゃない、W——何でしたっけ……。

〔「SWC」と呼ぶ者あり〕

○議長（金澤克仁君） SWC。

○13番（石井めぐみ君） ああSWC——すみません。SWCも、藤井さんが会長なるぐらい、本当に全国的にも周知できるぐらいになったと思います。本当に来年度から力を入れて、もうその健康増進室も私——毎回毎回質問してきて記憶にあるのは、健康増進室の、まず課長から職員から本当に一体的になっていたのが記憶にあるので、ぜひ、こども政策室も本当に一体型になれるような、室になれるように私は期待して今回の質問を入れているのと、あとは、こどもまんなか社会に基づいてということで私も8月に、こども——省庁——こどもまんなかを担当している官僚の方から研修を——勉強会をさせていただいて資料を頂いた中で、こども未来戦略方針MAPというのを頂きました。こういった中で今日もいろいろ横断的にいろんな質問をさせていただいた中で、取手市もやはり、お年寄りから若者世代まで、別に子育てしている若者だけがこういった資料を理解するのではなくて、高齢者の方から若者世代の方が、取手市としてはどのような支援をしているのかとか、どういった横断的にやっているのかというのを、やはり目に見えて分かったほうがいいと思います。この資料なんかは国で作ってる資料なんですけども、本当に分かりやすい、誰が見ても分かる資料になっておりますので、こういった資料も、こども政策室の中でいろいろ集約しながらやっていったほうがいいのではないのかなと思います。そして、10年前、中村市長がまだ市議会議員時代のときには、子育てガイドブックなどもあったんですが、当時はA4サイズで、本当に子育てしていても持ち運びしづらいブックになっておりました。これも私が子どもを妊娠、出産、子育てをしている中で、もう少し小さいブックにして、もう少し分かりやすい、そして、取手市内の方が協賛してつくれるような本にしたらいんじゃないかということで、そのときにできたのが今のサイズになっております。本当に分かりやすいブックにもなっていて、そういった部分もしっかりやってきたので——ブックもできて、さらには、こども政策室で何をやるのかというのもしっかり方向性を見ながらやっていったほうがいいのかなと思ひまして、こちらを御提案させていただきました。今回の質問はこれで終わりますが、何か担当課であれば。

○議長（金澤克仁君） 政策推進部長、齋藤嘉彦君。

○政策推進部長（齋藤嘉彦君） いろいろな御提案、ありがとうございます。もちろん、このこども政策室、今年4月に発足したこども家庭庁——国の動き、そういったものも十分注視をして、その国の動きと併せながら、取手の実情に応じたものをまとめていくという方向で検討していきたいと考えております。

○議長（金澤克仁君） 石井めぐみさん。

○13番（石井めぐみ君） ありがとうございます。国の動向を見てということなんです

保険の給付の量を推計するとともに、65歳以上の第1号被保険者の保険——介護保険料基準を設定するなど、市の介護保険運営の根幹となるものであります。この市の計画は、厚生労働大臣が定める介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針、こちらに即して策定されることが求められております。現在、厚生労働省に設置されます社会保障審議会の介護給付費分科会において、報酬改定について議論されているところです。令和5年10月11日に行われました第227回介護給付費分科会では、令和6年度介護報酬改定に向けた基本的な視点の一つとして、保険料・公費・利用者負担、こちらで支えられている介護保険制度の安定性・持続可能性を高めていくことで、全ての世代にとって安心できる制度としていくことが求められる、このようにまとめております。引き続き策定作業を進める中で、国の動向、周辺自治体の状況などを確認しながら、様々なバランスを考慮し策定作業を進めてまいります。以上です。

〔福祉部長 彦坂 哲君答弁席に着席〕

○議長（金澤克仁君） 石井めぐみさん。

○13番（石井めぐみ君） それでは、具体的にちょっと聞いていきますが。私の一般質問で、令和2年第4回定例会では、第9期取手市高齢者福祉計画・第8期取手市介護保険事業計画の中の、地域における介護施設の現状、介護施設整備計画の質問をさせていただきました。これまでどのような議論や地域分析を行ってきたのか、伺います。

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

高齢福祉課長、秋山和也君。

○高齢福祉課長（秋山和也君） お答えいたします。石井議員より施設整備に関する御質問ということで、お答えいたします。現在策定作業中の第9期取手市介護保険事業計画には、この先3年間の施設サービスや認知症グループホームなどの地域密着型サービス、こういったものの整備方針についてまとめる内容になっております。その内容は、厚生労働省が提供します地域包括ケア「見える化」システムによりまして、未来のサービス需要、また現在何人の被保険者がそのサービスを利用しているらっしゃって、この3年間で——この先3年間で何人利用者が増えるかを計算し、その上で施設サービスであれば整備する——整備するベッド数などを決める形となっております。

○議長（金澤克仁君） 石井めぐみさん。

○13番（石井めぐみ君） ありがとうございます。中学校区を基本として、幾つかの中中学校区を束ねて、今取手市は5つの圏域になっております。その中で久賀地区に関しては、高齢化率も高い上に介護施設がゼロという、川を越えないと介護施設がないため——ない現状にあります。4年前にも同じような質問をして、検討していくという答弁の中で、来期の3年間の計画書に載せていただくことは可能か、確認いたします。

○議長（金澤克仁君） 高齢福祉課長、秋山和也君。

○高齢福祉課長（秋山和也君） お答えいたします。議員ご指摘のとおり、市内を5つの日常生活圏域に分けまして、施設整備ですとか地域包括ケアに関して考え方をまとめております。先ほど具体的なお名前が挙がりました久賀地区に関しましては、ただいま第4圏域ということで、藤代中学校の学区をイメージしまして、日常生活圏域として設定してお

ります。その状況、過去の圏域の中での整備状況も踏まえながら、来期の整備計画を立てていくということで考えております。具体的に、現在作業中でございますので、その辺については現在の答弁を控えさせていただきますが、全体的なバランスを見ながら施設の整備について考えてまいりたいと思っております。

○議長（金澤克仁君） 石井めぐみさん。

○13番（石井めぐみ君） 分かりました。次に、介護報酬地域区分について、伺っていきます。介護報酬とは別に、取手市は人事院勧告が16%地域に指定されていて、今年の4月から職員の地域手当は1%上がりました。その中で——そこからちょっと介護報酬地域区分に入っていくんですけども、令和5年9月15日の厚生労働省の地域区分の資料を見ると……

[13番 石井めぐみ君資料を示す]

○13番（石井めぐみ君） （続）この「○介護報酬について」というところで、1、2、3と3つ丸があります。その3つ目のところに、「各市町村に適用される級地は、公平性・客観性を担保する観点から、公務員（国家・地方）の地域手当の設定がある地域は、原則として当該地域手当の区分に準拠しつつ、隣接地域の状況によって一部特例を設けている」ということで、厚生労働省はうたっております。ぜひ地域区分の——地域区分の、今取手——地域区分の見直しについて今回私は質問しているんですけども、ちょうど見えないんですけど、取手市は地域区分が5級地の10%になっております。今回4月1日から職員の地域手当が1%上がったということは、やはり介護報酬の地域区分についても——介護報酬地域区分についても、私は一緒に、同時に上げるべきではないのかなと思いますが、担当課としてどういう見解か、お伺いします。

○議長（金澤克仁君） 福祉部長、彦坂 哲君。

○福祉部長（彦坂 哲君） ただいまの御質問に答弁させていただきます。国が定めます介護報酬は、先ほど議員からも御紹介いただきましたように、介護保険法において事業所が所在する地域なども考慮し、サービス提供に要する平均的な費用の額を勘案して策定することとされております。利用者に直接介護サービスを提供する従業者の賃金は地域によって差があり、この地域差を介護報酬に反映するために単位制を採用し、サービスごと、地域ごとに1単位の単価、こちらを設定しております。この単価の設定に当たりましては、各市町村に適用される地域の区分、級地——こちらは公務員の地域手当の設定がある地域は、原則として——先ほども御紹介いただきましたが、当該地域手当の区分に準拠しつつ、近隣状況の——近隣地域の状況によって特例というものが認められております。取手市におきましては5級地10%ということで、通常1単位10円の単価が、サービスによって10.45円から10.70円で計算される区分となっておりますが、当面の間——今ちょうど策定作業を、見直しを進めているところですが、5級地ということで10%、こちらのほうで進めるということを想定しつつ作業を進めております。以上です。

○議長（金澤克仁君） 石井めぐみさん。

○13番（石井めぐみ君） 彦坂部長と秋山課長とは、この一般質問する中で何度も議論を重ねながら話を進めてきた中で、もちろん茨城県の守谷市とかつくばみらい市、龍ヶ崎

市、そこを見ても——その近隣を——周りを見ながら地域区分を検討していきなさいと国は言っておりますが、取手市はTXでもなく常磐線です。常磐線を見ると、土浦から始まり上っていくと、隣は我孫子、柏、さらには15分、20分乗るとすぐ北千住に入ります。そういった中で常磐線沿線を見ていると、もう川越えたら時給が100円、200円違う。さらには東京——北千住のほうまで行けば、もう300円、400円違う状況にもあります。もちろん柏の地域区分は——介護報酬地域区分は低いかもしれませんが、やはり最低賃金というものもありますし、県によって、千葉とか東京などは最低賃金よりも時給が高い。そうすることによって有能な、例えば介護職員だったりとか働く人の人材確保というところに関して、取手市は非常に厳しいこれから状況になっていくと思います。牛久を見ると4級地の12%、これは取手市よりも上回ってます——2%上です。そうすると取手市民の方も牛久で働いたほうが時給もいいし、人材確保が難しいというのが恐らく介護現場での現状だと思っております。茨城県の最低賃金は953円、千葉県を見るともう1,000円を超えて、茨城県から比べると73円以上上、東京は160円以上上になっておりますので、この辺はこのこういう時代——御時世だからこそ、地域区分の見直し、本当に3年に一度という重要な年に差しかかっておりますので、ぜひ全く平行線ではなくて、今言ったように、私たち取手市は常磐線沿線上で検討することも——検討するべきではないかなと思っておりますが、最後に担当課としていかがでしょうか。

○議長（金澤克仁君） 福祉部長、彦坂 哲君。

○福祉部長（彦坂 哲君） これは介護報酬全体についていえることなんですが、ここ数年続きます物価高騰による事業経費の増大、また介護従事者の賃金水準、こちらの向上ということを考えますと、報酬アップにつきましては肯定的に捉えていくべきと、このように考えております。しかしながら一方で、報酬アップは自己負担という形でサービスを御利用いただいている皆様に、また介護保険料という形で被保険者全体にも影響が出てきます。ですので、そういったところを総合的にバランスを取って考えながら、現在、策定作業のほうを進めております。先ほどもお話ございましたが、近隣自治体におきましては、龍ヶ崎市は5級地の10%、守谷市も同じく5級地の10%、利根町におきましては6級地で6%、つくばみらい市は7級地で3%、また千葉県の我孫子市・柏市も6級地で6%と、このようになっております。千葉県側、さらには東京も含めて、最低賃金や時給などの違いというものももちろん考慮すべきところではございますが、現在のところ、先ほどもご答弁差し上げたとおり、こういった近隣の状況などを踏まえまして、また利用者の方、介護保険料の全体への影響なども鑑みまして、当市におきましては地域区分を5級地と据え置く考えで現在作業のほうを進めております。御理解いただければと思います。

○議長（金澤克仁君） 石井めぐみさん。

○13番（石井めぐみ君） ありがとうございます。取手市——取手市という地域の特性を見ると、もう本当に川を越えると千葉に行けるといって、本当にいいんですけども、時給とかを見ると人材確保が難しい。介護保険料も多少上がっても、やはり高齢者が——後期高齢者が増えていくのが目に見えていて、さらにその後期高齢者の方を見てくれる人材がいなくなると、本当、介護難民になりかねないと思いますので、その辺は将来を見越し

て担当課としてやっていただければなと思ひまして、この質問をさせていただきました。
私の質問はこれで終わりにします。ありがとうございました。

○議長（金澤克仁君） 以上で、石井めぐみさんの質問を終わります。

続いて、結城 繁君。

〔20番 結城 繁君登壇〕

○20番（結城 繁君） 皆さん、こんにちは。傍聴席の皆さんも帰らずにありがとうございます。結城 繁です。通告に従い一般質問をさせていただきます。9月の質問と同様に、まずは市長の政策と政治姿勢についてです。ちょうど1年前の12月の県会議員選挙当選から僅か4か月で市長選挙ということだったので、市長として取手市政に取り組む強い思いがあったのだらうと思ひます。しかし、就任してすぐに双葉地区の水害があり対策に追われたことで、やりたいことも着手しづらかったかと思ひます。それから半年が過ぎました。鉄は熱いうちに打てともいひます。11月15日の広報の市長コラムにもコメントが書かれています。「住み続けるほど好きになる街をつくる」、このために力を入れて取り組んだ具体的な政策についてお聞きいたします。以前の答弁では、「今後の政策全てが住み続けるほど好きになる街、誰もが住んでいてよかったと思える街の実現だ」というふうに答弁をしています。取手市が本来持つるポテンシャルを見い出して最大限に伸ばし魅力として発信していくことで、もっとこの街を好きになりたい、なっていたきたい、取手市が総合計画で描く将来都市像、「ぬくもりとやすらぎに満ち、共に活力を育むまちづくり」に結びつくものであると信じて、取手市長としてできることに全力で取り組んでいきたいというふうに答弁しています。以上のことから、この半年間のうち一番どこに力を入れたのか、お聞きしたいと思ひます。

〔20番 結城 繁君質問席に着席〕

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

政策推進部長、齋藤嘉彦君。

〔政策推進部長 齋藤嘉彦君登壇〕

○政策推進部長（齋藤嘉彦君） それでは、御答弁いたします。4月に中村市長が就任されました。市としてのこれまでの取組を着実に進めていくということ、それからそれぞれの取組を今後どのように進めていくか、さらに今後新たにどのようなことに取り組んでいくかということについて、私たち職員と議論を交わしてきたというこの半年間でございます。そのような中でございますけれども、力を入れたと申しますか、実際に取り組んだ取組として、まず歳入の確保がでございます。そして行政のデジタル化、子育て施策、主にこの3つが挙げられるかと思ひます。まず、歳入の確保でございますけれども、ふるさと納税の推進ということで、今議会の議案としても補正予算を上程しております。歳入として3億円の増額計上をさせていただいております。これは市内事業者の返礼品が好評であること、また一部返礼品の寄附募集額の見直しをはじめとして、今年度に入って実施している様々な推進策、こういったものが効果を上げたということなんだと思ひます。今現在も前年度比で増加傾向で推移をしているというところでございます。

次に、行政のデジタル化につきましては、先月から——今日から12月ですので、先月

から市役所の窓口においてキャッシュレス決済を導入いたしました。市民課等の窓口で各種証明書を取得する際に、クレジットカードやバーコード決済ができる端末を導入をしました。実際に導入をしまして利用された方からも、やっぱりキャッシュレス決済は早くて便利ですねというような御感想もいただいております。また、既に導入しているスマートフォンによる転入届の作成、あるいは障害福祉課の窓口において導入した音声認識のディスプレイ、そういったものと併せて、様々な身近な市民サービスの利用向上に取り組んでいるというところでございます。

最後に、子育てがしやすいまちとして、これまで以上に力を入れて取り組んでいくということで、これは今後の話になりますが、先ほども石井議員のところでお話に出ました、こども政策室というものの設置を決めて、来年の4月から始動するというようにしております。そういったものを——部署を中心として、今後、庁内連携を図って、また庁内だけじゃなくて国や県とも連携を取りながら、子育て施策を進めていく所存となっております。ちなみに、今年のとりで利根川大花火で、夏の夜空をドローンショーが彩りました。これも4月に就任された市長の提案によって実現をしたものですが、今までにない方法で取手の魅力アップ、また多くの方に感動を与えたのではないかなというような事業となりました。今後もこの取手の新たな魅力の創出、それから再発見のために、様々な取組が市民の皆様に分かりやすく伝わるように、情報発信にも努めていきたいと考えております。

〔政策推進部長 齋藤嘉彦君答弁席に着席〕

○議長（金澤克仁君） 結城 繁君。

○20番（結城 繁君） 答弁ありがとうございます。3つ挙げてもらいました。3つ目のやつはこれからの新しい室なんだと思います。ただ歳入の確保というのは、これ、ふるさと納税はもう以前からやっていることで、これはポータルサイトを4つに増やしたりとか、そういったことで続けてきたことなので、これは特殊——今までの流れの中であろうと思っております。ただデジタルに関しては、今日のこの広報とりでにも書かれているように、新しいキャッシュレス決済に取り組んでいると、これは分かりました。で、よく市民の方からも聞かれるのは、「住み続けるほど好きになるまち」ってどういうことなのか、こう言われるんですが、これ一言で言うとどういうことなんだというふうにお考えですか。

○議長（金澤克仁君） 政策推進部長、齋藤嘉彦君。

○政策推進部長（齋藤嘉彦君） 一言でということでございますけれども、住み続ける——長く住めば住むほど好きになっていくという言葉のとおりだとは思いますが、つまり、住んでいる方々が、その取手のよさ、住みやすさというものを実感していただいて、そういったものにプライドを持つ。市外のお知り合いの方、親戚の方にも取手っていいところだよというようなことを言っていただけるようなまちにする、ということだと考えております。

○議長（金澤克仁君） 結城 繁君。シティ

○20番（結城 繁君） 分かりました。一言で言えば、今部長のほうがあったようにプライドなんです。だから、シティプライドを持てる市民の方が増えていくこと、これが私は一番大事なんだろうと思っていて、そのシティプライドをどうやって熟成していくか、

ここに私は尽きると思っていて、一言で言えば私はそれだというふうに思っています。それで、これからそれを進めていくんでしょうけども、私一つ提案がありまして、ちょっとこれはシティプライドにつながるかどうかわかんないですけど、NHKののど自慢が好きなんです。毎回録画して見えています。実は前は龍ヶ崎市でやりました。今度の日曜日は松戸市なんですね。ぜひこれを取手市で、中村市長のときに呼んでいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

[笑う者あり]

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

政策推進課長、高中 誠君。

○政策推進課長（高中 誠君） のど自慢はNHKの番組になるんですけども、NHKから、様々なイベントの公開放送、何かできますかというような相談をするときに、やはり新しいホールのこけら落としですとか、100周年ですとか……

○20番（結城 繁君） 取手、来ないね。

○政策推進課長（高中 誠君） （続）そういった特別なタイミングというものが、のど自慢の要素になってくるということもありまして、そういったタイミングがあるときには、ぜひとも自慢というものを検討していきたいと考えています。

○20番（結城 繁君） 分かりました。

○議長（金澤克仁君） 結城 繁君。

○20番（結城 繁君） 新しいというと、そうするとA街区の再開発が完成したぐらいですかね——その前にやってもらいたいと思いますが、そのときは、ぜひ廣瀬智美アナウンサーに来ていただきたいと思っております。それはさておきまして、次に、市長としての情報発信についてということです。藤井前市長は、個人的に余りSNS発信はしていませんでしたが政策紙として「藁（ひこばえ）」、そして、月・木・SAYはアクセスランキングでも上位にあり頻繁に発信をしていました。中村市長は、フェイスブックのアカウントは持っています。調べると友達は1,725名、更新は一時止まっていたましたが、現在は復活をしています。しかし、月・木・SAYではまだ書き込みはないようです。やはり市長としての政策などを市民にフレンドリーに発信することは大事だと考えますが、どのように考え発信していきますでしょうか。

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

秘書課長、丸山 博君。

○秘書課長（丸山 博君） 御質問にお答えいたします。SNSは、情報の発信、拡散に大変有用なツールであることは承知をしております。また、自治体によっては、市長公室や秘書課がX——旧ツイッターの公式アカウントを取得して、市長の活動状況の紹介や、市長に関する情報を発信している自治体があることも承知をしております。しかし、SNSはアカウントを取得しないと情報を取得できないという、御高齢の方で若干扱いが難しいという側面もございます。結城議員の御質問は、市民の皆さんに市長の声を届けるべきという御意見だと思いますが、市長は、地元生まれの地元育ちで、市議会議員、県議会議員と地元に着目した活動を続けてきており、現場での市民の皆さんとの直接的な触れ合い

を大切にしております。新型コロナウイルスが第5類に移行した頃から、各種のイベントや各地区の行事へ招待されることが徐々に増えている中、市長は可能な範囲で出席をして、挨拶を行っております。その際、私が随行しているわけですが、一番驚いたことは、知り合いの方の多さと申しますか、豊富な人脈と申しますか、若年者から高齢者の方まで多くの方々と会話をし、さらに個人的な、個別に情報を交換していることでした。具体的に申し上げますと、令和5年10月8日日曜日に開催されましたスポーツフェスティバルでは、約20か所のブースがありましたが、全てのブースの方と会話をし、パターゴルフやボウリングに誘われては、汗をかいておりました。また、最近では、スマートフォンで市長と一緒に記念写真を撮りたい、との御要望が多く見られます。その際、私が写真を撮影するわけですが、市民の皆さんと距離が近い市長なんだなと実感しております。もちろん会話の中ですから、時には要望や苦情を受けることもございます。そのような場合は、早急に担当部課長に内容を確認し……

○20番（結城 繁君） 違うぞ、答え。

○政策推進課長（高中 誠君） （続）最善の手段で対応するように指示しております。このようなことは、会話があるからこそできることだと思っております。よって、市長は、現場の皆さんとの触れ——現地での市民の皆さんとの触れ合いを通じて、御自身の声を届けていることを重視されていたこともあり、これまでの就任7か月間では、月・木・SAYの活用は……

○20番（結城 繁君） 議長、私が聞いてることと違いますよ、政策の発信どうするんだと聞いてるんです。

○秘書課長（丸山 博君） （続）なかったとこであります。今後も、市長活動の報告による情報発信の充実を進めながら、月・木・SAYについて市長が活用する機会がありましたら、秘書課として、精いっぱいサポートさせていただきます。以上です。

○議長（金澤克仁君） 結城 繁君。

○20番（結城 繁君） 一番最後の部分だけ言えばよかったんじゃないですか。私、言いましたよね、市政に対する情報の発信なんですよ。それを不特定の方に発信していくのが、やはりSNSであったりとか、月・木・SAYであったりするわけです。月・木・SAYについてはそういった形でサポートするということなので——だって藤井市政、前の藤井さんはランキング20位ぐらい、いつも入ってましたよね。だからやはりその辺は、SNSでなければそういった形をしていただきたいというふうに思います。これについてはそのぐらいにしたいと思います。

次に、駅周辺についてです。取手市の発展は鉄道とともにあったといっても過言ではないと思います。常磐線開通は明治29年、その当時は蒸気機関車でした。その後電化され、直流と交流電源区間が取手駅と藤代間——藤代駅の間で切り替わるので、取手駅が直流電車、快速の終点・始発となっています。高速道路を持たない取手市にとっては、この鉄道の強みをいかに生かしていくかが取手市活性化の肝だろうと考えます。昨日の佐藤議員の質問もありましたが、区画整理のめどがつき、西口の再開発事業は動き始めることになっています。そこで、茨城県の玄関口の取手駅前として、にぎわいづくりが大事になると考

えます。駅前が元気だとその町も元気だと感じられ、シティプロモーションにもつながります。そこで、駅前の活性化をどのように再生していくのかについて、まずは市として考えていることをお聞きします。

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

都市整備部長、浅野和生君。

〔都市整備部長 浅野和生君登壇〕

○都市整備部長（浅野和生君） それでは、御質問にお答えさせていただきます。取手駅西口地区でございますけれども、土地区画整理事業による基盤整備を進めてこれまでも来ました。そして、事業の完了がようやく見えるというところまで参りました。基盤整備の完了後につきましては、土地の有効な高度利用を推進することなどによって、駅前の活性化を図っていくことが重要であるとの認識を、これは地権者の皆さんとも共有しているところでもございます。このようなところから、A街区におきましては地権者の皆さんが準備組合を設立いたしまして、市街地再開発事業の事業化に向けた作業を積極的に今進めているところでもございます。再開発事業を実施することによりまして、取手駅周辺地区の魅力度を高め、東口をも含めた駅周辺全体の活性化の起爆剤となる——起爆剤となる効果を期待しているところでございます。市といたしましては、再開発事業の実施などのハードの整備だけではなく、ソフト面の様々な事業を様々な主体と実施していくことによって、町の魅力度向上、これを図っていくことも今後のまちづくりの方向性として非常に重要であると考えております。そうした意味では、町をどう整備していくかという視点に加えまして、町をどう運営していくかといった視点も非常に重要になってくると考えているところでもございます。ソフト施策の一つの方法としては、例えば地域の美化活動やイベント実施、地域のプロモーションといった、町の運営を関係権利者や市民の皆様、また市民団体、行政などが協働して担っていく仕組みを——これはエリアマネジメントと呼びますけれども、様々な当事者が町の運営を協働して行っていくことによりまして、町の魅力向上につながる仕組みの導入を目指していくことも、駅前活性化のための有効な手法として考えられるのではないかと思います。エリアマネジメントによりまして積極的に町の活性化を推進している事例もございますので、先進事例も調査研究しながら、ハード整備だけにとどまらないソフト施策も組み合わせた駅前の効果的な活性化方策を、今後も検討を重ねてまいりたいと、このように考えているところでございます。

〔都市整備部長 浅野和生君答弁席に着席〕

○議長（金澤克仁君） 結城 繁君。

○20番（結城 繁君） ありがとうございます。私も一番それが大事だろうとあって、取手の駅前はどうしてもすり鉢状の下になっているので、西も東も関係なくこれを一体としたエリアマネジメントというものを考えていかなければならないと思います。西口の区画整理や再開発だけではなくて、やはり東口も一体となったエリアマネジメント。前は東口駅前商店会というのがありましたけれども、今は取手駅前商店会というふうに名前が変わっています。私は西口ですけれども、私もそこにはメンバーとして入りました。ですから、そういったことを推進していくことは非常に大切だと思っております。では、

個別的な項目に入りたいと思います。

駅前イルミネーションについてです。この取手駅西口のイルミネーションは、宇田川さんと私、結城 繁が実行委員会をつくって、今回も28回目として継続しています。宇田川さんはもう三代変わりました。私ずっと1人でやってますけれども、28年目——もう28年目になりました。ちなみに議員として私20年です。民間としても議員としても、駅前から取手市全体を元気にしたいと考えて継続してまいりました。ここで選挙に絶対ということは無所属議員の私にはないので、まず20年間継続できたことに感謝をしたいと思っています。いろいろ経験もさせていただきました。特に2つの言葉が印象に残ります。「貧すれば鈍す」という言葉と「魑魅魍魎」の意味がよく分かりました。さて、話がそれてしまいましたが、28年間継続してきたイルミネーションです。これ写真出してもらっていいですか。

[20番 結城 繁君資料を示す]

○20番(結城 繁君) これが28年前にやった第1回目のイルミネーションで、クスノキ2本のところに、この頃は豆電球をつけました。これは当初は大橋元市長が「ゲンキとりで」ということで、今でも覚えていますけれども、12月12日に1、2、1、2ということで点灯式を行いスタートしました。現在はLEDになっています。はなのき通りの街路樹は、塚本元市長のときに電源の確保をしてもらって6号国道まで延ばすことに成功しています。しかし28年もたつと、私自身も含めボランティアの皆さんも高齢化し、街路樹も古木になり、伐採されてなくなったり、枯れそうな木が多くなっています。我々実行委員会としても、今回の設置で中止の方向で考えています。以前にも質問していますが、今年度中には新しい交通広場が完成すると思います。これちょっと写真出してもらっていいですか。

[20番 結城 繁君資料を示す]

○20番(結城 繁君) ずっとこの交通広場のところに、これは1回目から2回目にかけてやったイルミネーションです。これは今、交通広場が工事中なのでやっていませんが、こういった形でこのクスノキを中心にやってきたということがあります。ここが今回、令和5年度中には完成するということになれば、もうボランティアだけでやっていくのは限界が来てるんだろうと思っています。そこで、何らかの形で市がこのイルミネーション事業に取り組むことが、どのようにやるのか考えられるのかという質問なんです。なぜこういう質問をするかということ、2019年度まで5年間ほど、藤代地区を中心に実行委員会をつくって、取手市が地方創生交付金を活用してイルミネーション事業を行っていました。このようなことからちょっとお聞きしたいんですね。近頃では近隣の駅前のイルミネーション事業は、イベントも含めて華やかになっています。これ、替えてもらっていいでしょうか。

[20番 結城 繁君資料を示す]

○20番(結城 繁君) 例えばこれ、龍ヶ崎市の駅前です。それから、これは河内町のイルミネーションです——ここはもう圧巻です。やはり、こういったことで人を集めること、これも駅前で重要なことだと思っておりますので、この辺をお聞きしたいと思います。

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

中心市街地整備課長、中村有幸君。

○中心市街地整備課長（中村有幸君） それでは、お答えさせていただきます。取手駅前のイルミネーションにつきましては、地元住民の皆様や商業者の方々が実行委員会を組織して自主的に行っていただいております。駅前の魅力向上につながっていることと認識しております。こうしたイベント——先ほど28年目というようなこともございましたけども、こうしたイベントを指導する役割を積極的に担っていただきました皆さんも、やはり高齢化が進みまして、いわゆる後継者不足による今後の継続性と、そういったところを懸念するということが当然のことではないかなというふうに思っております。先ほどの部長答弁でもさせていただいたとおり、町の活性化や魅力向上のためには、ハード整備だけではなくて、ソフト面の様々な事業を併せて実施していくということが重要だと考えているところでございます。今議員から御紹介いただいた河内町などは、こちらも実行委員会が主催ではあるものの、事務局を自治体が担うという形でイルミネーションを実施しております。町の活性化や魅力向上に資する効果を上げているというふうに認識しております。そのため、イルミネーションなどの地域イベントを今後も継続していくためには、エリアマネジメントなどの手法を活用していくことも、やはり有効な方策の一つではないかというふうに考えております。以上です。

○議長（金澤克仁君） 結城 繁君。

○20番（結城 繁君） ちょっとこれ写真出してもらっていいでしょうか。

〔20番 結城 繁君資料を示す〕

○20番（結城 繁君） これ今回——今回取り付けしてて、これ実際登ってるのは私なんですけれども、さすがに28年間はしごに登り続けるというのも、かなり厳しくなってきたという事実もあります。それと今、河内町の話が出ましたが、多分明日が牛久市の東口駅前のブリアントヴィルの点灯式だと思います。これ聞いたら、事業主体は商工会青年部なんですけど、市から補助金が420万円も出ているということを聞いています。ですから、ここはこれから新しい交通広場になるときに、ぜひともそのエリアマネジメント的な形でやっていく必要性はあると思います。しかも今回は——この次に質問しますけれども、商業棟のところの4階・5階を取手市が取得するのか借りるのか、そういった形で前面に出てくるということもありますので、ここはこれから考えていただきたいと思います。では、これはこれで終わりにしたいと思います。

次に、ペDESTリアンデッキの活用です。近隣でペDESTリアンデッキがある駅は取手・柏・松戸・北千住駅が主な駅になります。取手駅以外の駅まではスクリーンとともに音も出されていますが、取手駅前は音が出ません。まず、このことからお聞きしたいと思います。

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

まちづくり振興部長、野口 昇君。

〔まちづくり振興部長 野口 昇君登壇〕

○まちづくり振興部長（野口 昇君） 結城議員の御質問に答弁いたします。取手駅前の

拡声機ということで、屋外の拡声機の使用についてという御質問になるんだと思います。屋外での拡声機の使用については、市民の健康を保護するとともに、生活環境の保全を図ることを目的として、茨城県の生活環境保全等に関する条例及び取手市公害防止条例により、使用する制限——使用する時間や高さなどが制限されております。ただし、拡声機を広報その他公共の目的に使用する場合は、当該規制の内容は適用除外ということになっております。取手駅前ということになりますので、これまでも騒音に関する苦情を数件いただいた経緯もございますので、公用の拡声機の使用する場合においても、拡声機の設置や運用方法について、条例に沿って周辺環境の保全を考慮しつつ、使用する場合には助言・指導をしてまいりたいと考えております。

〔まちづくり振興部長 野口 昇君答弁席に着席〕

○議長（金澤克仁君） 結城 繁君。

○20番（結城 繁君） そうすると、取手の場合には、条例改正をしないと駅前のところで音は出せないということになる、ということですか。

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

環境対策課長、印藤智徳君。

○環境対策課長（印藤智徳君） お答えします。先ほど野口部長から答弁させていただいたように、茨城県の条例と取手市の条例、両方同時にかぶさっているような形になってますので、取手市単独で改正するというよりも、茨城県と調整して——茨城県の場合、県全体の規制になりますので、そこら辺も含めて協議していく必要があります。以上です。

○議長（金澤克仁君） 結城 繁君。

○20番（結城 繁君） 分かりました。ただ先ほどちょっと部長のほうからも話がありましたけれども、これ公共的なものであれば、それを条例外でできるということですか。例えば期日前投票とか、スクリーンで今出してる部分がありますけれども、やっぱり目立たないんですよ、音がないので。そういったことで音を出すことは可能なんではないでしょうか。

○議長（金澤克仁君） 環境対策課長、印藤智徳君。

○環境対策課長（印藤智徳君） お答えします。先ほど、やはり野口部長から答弁ありましたように、公共の目的に使用する場合というのは条例の適用除外になってますので、可能と考えております。

○議長（金澤克仁君） 結城 繁君。

○20番（結城 繁君） 分かりました。なかなか茨城県と取手市の条例がかぶさっているということで、商業的なものが使えないということはよく分かりました。ただこれも、A街区の再開発、そういったことがこの先にあるわけですから、にぎわいづくりということでも一度考える必要性があるのかなと思います。またあと、公共的なものであれば使えるということなので、この辺も順次、私のほうからもちょっといろいろと進言していきたいというふうには思っています。

それと、これは今年の3月の議会かな、一般質問で山野井議員から、柏駅前のストリートミュージシャンの質問がありました。取手駅前ペDESTリアンデッキでも音楽を奏でている方が今でもいますが、当時の政策推進部長の補足答弁では、やはり駅前のにぎわいと

いうのは非常に大切なことだと思っていて、新たにペDESTリアンデッキがリニューアルされるので、駅前の活性化などが当然期待できるが、騒音の問題であったり時間帯のルールづくりは非常に大切。今後庁内各課の連携調整、警察をはじめとした関係機関、それらと交渉が必要。柏市の事例などを参考にしながら調査研究をさせていただきたいと思わずと答えています。あれから、しばらく時間たちましたけども、この調査研究の結果はどうなったでしょうか。

○議長（金澤克仁君） 政策推進部長、齋藤嘉彦君。

○政策推進部長（齋藤嘉彦君） あれから半年がたちました。ただ依然としてまだデッキのほうで工事が続いているという状況なんでございますけれども、柏の事例が御紹介ありました。柏のほうは、一般社団法人が窓口となって受付を取りまとめて、デッキの上で演奏させているという利用をしているという状況です。そのほかに、少し状況は違うんですけども、東京都とか静岡県のほうでは、その公園施設の決められた場所でパフォーマンスをするということに関して、審査会を経てライセンスを発行して、そのライセンスを取得された方——要するに登録された方が予約をして、そういった場所でパフォーマンスをするというような制度を取っているところもございます。こちらは行政のほうで直接ライセンスを発行しているようです。方法としてはいろいろあるんですけども、やはりそのライセンスを発行したとしても、そこで一定のルールを設けて、時間ですとか、音の大きさですとかということでは細かく決められているというところがございます。例えば上野公園の中の屋外ステージなどを使う場合でも、最後列、一番遠いところの音のレベルというのが決められておまして、それ以上の音は出さないように、公園の中であっても、そのような規制を設けて使われているという事例もあるようでございますので、特にこの駅前のデッキの上、特に取手駅の場合は、西口のデッキ、交通広場の周辺に住宅も多く存在しておりますので、そういった方々への音の問題とか、実際に苦情なども出ていることもございますので、そういったことを勘案しながら、今後、ルールづくりというところも検討していかなければいけないかなというふうに考えております。

○議長（金澤克仁君） 結城 繁君。

○20番（結城 繁君） 調査研究した結果がそういったことなのかなと思いますが、ただ、先ほどの浅野部長も答えていました。今のもそうなんですけど、これはエリアマネジメントというものを考えた中で包括的にやっていかなきゃいけないんだろうなというふうに思います。これはぜひA街区再開発ができる前にそういった形のエリアマネジメントを、もう市が前に出てくるわけですから、全面的にそういった形で支援をしてもらえればと思いますし、やはりエリアマネジメントがいかに大事かということも、市のほうがよく分かっているんだなと思います。あとは市民をどう巻き込んでいくか、商業者をどう巻き込んでいくか、多分そういうことに尽きるんだろうと思います。分かりました。

次に、そのA街区に計画されている商業棟についてお聞きします。ここは市が取得をするのか借りるのか——4階と5階についてです。公共として多目的複合施設ということですが、どのような複合施設になるのでしょうか。かなり前から若手職員グループが構想を練っているといわれていますが、いまだに議会にも明確な提示はされていません。そろそ

る具体的な施策を提示してほしいと思います。

○議長（金澤克仁君） 中心市街地整備課長、中村有幸君。

○中心市街地整備課長（中村有幸君） お答えさせていただきます。これまでも答弁させていただいてるとおり、A街区を魅力ある街区とするためには、集客力と利便性を兼ね備えた駅前のにぎわい創出につながる施設を整備することが必要であると考えているところでありまして、そのためには商業業務施設に加えて、様々な用途に使用可能な使い勝手のよい公共施設を整備することが有効な手段だと考えているところでございます。しかしながら、公共施設の具体的な規模や面積、内容などは現在検討中という段階となっております。準備組合によります再開発事業全体の施設配置や施設規模といった計画につきましても、現時点では最終確定には至っていないという状況でございます。そのため、現時点におきまして、市が商業棟の保留床を何層購入するのか、また何階部分を購入するのか、購入面積はどの程度といった具体的な点につきましては決定していないという状況になっております。しかしながら、準備組合における施設計画の検討状況につきましては、かなり熟度が高まっているということもありまして、近いうちに商業棟の規模や回数、面積などが決まってくるのであらうと考えております。公共施設の検討作業も準備組合の検討作業と並行して積極的に進めているところでありますので、準備組合の施設計画が決定して公共施設の整備の検討が進めば、市がどの程度の面積の保留床を購入し、それが商業棟の何階部分であるのかといった点につきまして、議員の皆様や市民の皆様に説明が可能になる段階になってくると考えております。なお、こちらは当然のことではありますけれども、市が購入する保留床につきましては、面積ありきということは全くございません。あくまでどのような機能を持った公共施設を整備する方針とするのか、そのためにはどの程度の規模の空間や諸室が必要となるのか、そのためにはどの程度の床面積が必要となるのかといったことを決定して、必要な面積を購入するといったような方向になると考えております。以上です。

○議長（金澤克仁君） 結城 繁君。

○20番（結城 繁君） 分かりました。まだ流動的という話なので、それ以上言いませんけれども。私が前から聞いているのは、図書機能とか、それからコミュニティスペースということなんです。私のほうからこれちょっと提案したいのは、図書機能として——先月、マニフェストアワード2023でマニフェスト大賞成果賞の部で優秀賞に選ばれた「図書館フレンズいまり」、これは佐賀県の伊万里市民図書館の話を、私実際にマニフェスト検証大会に行きまして感銘を受けました。公共施設の中で利用者を選ばないのが図書館といわれています。ここは利用者に寄り添い30年、市の直営で鍛えられたスタッフによつてすばらしい図書館サービスが展開されているということでした。佐賀県の図書館といえば、武雄市の指定管理での図書館サービスが関東では有名ですが、同じ県内でありながら直営指定管理——どちらも良い評価を受けていますし、どちらもいろんなことを言われていましたが、どちらのサービスが取手市に適しているのかをよく研究する必要があるのかなと思います。まだ具体的に決まっていないのであれば、管理方法も含め、ぜひ視察に行つて対比していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（金澤克仁君） 中心市街地整備課長、中村有幸君。

○中心市街地整備課長（中村有幸君） お答えさせていただきます。公共施設につきましては今まで作業を進めておりまして、機能という面に関しましては、多目的交流機能、市民活動支援機能、生涯学習機能などの様々な機能を持った複合施設ということをご想定してございます。こうした検討プロセスの中で、生涯学習機能の一環としまして図書館機能というものも検討の俎上には上がっておりますが、現時点におきましては、こちらを正式に決定しているというわけではございません。確かに、鉄道駅の周辺に、利便性が高く集客力がある図書館機能を持つ公共施設を整備して、駅前の活性化やにぎわい創出につながっている事例というものは全国に多数ございます。この中には、図書館を単独で整備している事例もあれば、図書館機能を有する複合施設を整備している事例もあるなど、やはり地域の特性に合わせた様々な事例がございます。また、運営方法も、議員が御紹介いただいたとおり、直営のものであったり、また、指定管理のものであったりと、こちらも地域の特性に合わせたものが色々ございます。市としましても、こうした先進事例の調査研究、また視察を積極的に行っている状況でもございます。今後も先進事例の調査研究や視察などを積極的に行いまして、準備組合と密に連携し、公共施設の具体的な施設規模や内容などの検討を引き続き進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（金澤克仁君） 結城 繁君。

○20番（結城 繁君） 分かりました。再開発の中で、当然、税金が相当使われるわけですから、しっかりと考えて取手市全体になることを推進していただければと思います。

次に、千代田線土日の復活についてです。これは私先ほども言いました。やはり取手市は高速道路がないので鉄道なんですよ。その中で、これ市民の方からもよく言われます。コロナ前には土日も取手発着があったが現在はなくなっています。この復活は取手市民にとって非常にメリットがあると思いますが、ぜひJRに働きかけてほしいと思っています。どのようになっていますでしょうか。

○議長（金澤克仁君） 都市整備部長、浅野和生君。

○都市整備部長（浅野和生君） それではお答えさせていただきます。常磐線各駅停車につきましては、2021年3月13日のダイヤ改正によりまして、利用状況に合わせた見直しが行われ、土・休日の運休、我孫子取手間の終日運休となってしまいました。常磐線各駅停車は、開業当初から朝晩しか運行しない通勤用としての路線であることや、並行して運行する常磐線快速線でも十分な輸送力は確保されていることなど、JR東日本が総合的に判断して取られた措置であると認識しております。常磐線取手駅の1日平均乗車人数は、令和2年度の新型コロナウイルスの影響により大きく落ち込み、令和3年度、令和4年度とも、前年度に比べて、乗車人数の増加が確認されてはおりますけれども、コロナ前の水準までには戻っておりません。このような鉄道利用者の減少は常磐線だけではなく、つくばエクスプレス沿線駅でも同様でございます。新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う、駅利用者の行動様式の変化が大きな影響を与えているものと考えられます。当市といたしましては、取手駅単体の問題ではなく鉄道沿線都市の問題として考え、令和4年度及び令和5年度に、常磐線の整備や利用促進を図ることを目的に、沿線自治体などで構成されて

おります茨城県常磐線整備促進期成同盟会などの各種同盟会に呼びかけまして、常磐線各駅停車の土・休日の取手駅乗り入れを、JR東日本に対して要望を行っているところでございます。

○議長（金澤克仁君） 結城 繁君。

○20番（結城 繁君） 分かりました。ぜひコロナ前に復活してもらいたいというふうに思っていますが、ここは期成同盟もそうなんですけれども、我孫子市との連携が非常に必要なんじゃないかなと思うんですよ。というのは、我孫子市——我孫子駅は非常に便利になってますが、取手と我孫子の間に天王台駅がありますが、天王台駅は我孫子市なんですよね。ですから、千代田線が取手に来るということは、天王台も便利になることですから、ぜひともここは、我孫子市と取手市は連携を取っているいろんな公共施設の利用とかやっていますし、話し合いもやっているとしますので、ぜひこれはそういう方向で動いてもらいたいと思います。

次に、これも関連することなんですけれども、羽田東京ライン——羽田空港アクセス線について、これちょっと出してもらっていいでしょうか。

〔20番 結城 繁君資料を示す〕

○20番（結城 繁君） これJR東日本が羽田空港のアクセス線を起工式を行いました。2031年度の開業を目指すということになります。多分これ上野東京ラインが羽田を通——品川に行かずに東京駅から直接、羽田空港に行くということになるわけですね。そうしますと、東京駅から18分に短縮されるということになって、これは私は最大の常磐線を使っている取手にとってのメリットだと思っています。変な話、ロマンスカーより、やはりこっちのほうの方が大事なんだろうと思っていますので、これについて市としてどのような動きをしているのかお聞きしたいと思います。

○議長（金澤克仁君） 都市整備部長、浅野和生君。

○都市整備部長（浅野和生君） お答えさせていただきます。先ほど議員からもお話ございましたように、この羽田空港アクセス線につきましては、常磐線、宇都宮線、高崎線方面から羽田空港への所要時間の短縮や乗換え解消と低減などにつながりまして、東京駅から羽田空港駅まで、今まで30分程度要していたところ、乗換えなく約18分で到着するという——18分で到着することが可能という計画となっております。現在、取手駅から羽田空港までの主な公共交通としては、常磐線を品川駅や北千住駅で乗り換えて、羽田空港駅まで約1時間20分程度のルートが最短ルートになるかと思っておりますけれども、所要時間と乗換えの手間が大きく減少することになります。さらに、時間短縮に伴いまして通勤通学圏域が広がるため、取手市を移住先として選ぶ方も増えることが期待できると、このように考えております。一方、羽田空港からの公共交通アクセスの充実という視点でも、空港利用者にとって、取手市までの時間距離が短くなることとなりますので、取手市内での宿泊利用や、取手市を拠点にして、市内、県内をはじめとした周辺を観光していただけることによる経済効果についても考えられるとともに、取手駅周辺におけるアート活動などの、取手市独自の魅力を知っていただける機会が増えるものと期待しております。羽田空港アクセス線につきましては、これらの効果が期待されることから、常磐線の利便性向上

による公共交通の充実と、取手市の魅力を高める大きなインパクトをもたらすものと考えられます。JR東日本では、2031年度の開通を目指して進められております。取手市におきましても、取手駅、藤代駅から発着する常磐線のサービス拡大を図るため、JR東日本に対しましては、羽田空港アクセス線の早期整備についてお願いをしていくとともに、この機会をしっかりと捉えまして、取手市の魅力発信につなげていきたいと考えているところでございます。

○議長（金澤克仁君） 結城 繁君。

○20番（結城 繁君） ぜひこれは進めてもらいたいと思います。TXが土浦まで延伸するという事になってはいますが、その前に、もう2031年ですから、やはりこれは取手にとっては最大のメリットだと思っています。そこで、茨城県の先ほど出ました常磐線整備促進期成同盟会、それから茨城県南常磐線輸送力増強期間——期成同盟会、これどちらのほうでこれは動くんでしょうか。

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

都市計画課長、大久保益雄君。

○都市計画課長（大久保益雄君） ただいまの御質問にお答えします。まず、常磐線整備促進期成同盟会というのは、こちら全県的な組織になっております。で、先ほどの県南——県南とつきますので、県南常磐線輸送力増強同盟——期成同盟会については、土浦より南の県南地区の沿線自治体で、7市町村で構成されている団体で、ともに目的は同等、JRの整備促進とかダイヤの見直しへの要望とか、利用促進についての活動をしていまして、例えばこの前の東京上野ラインですとか、そういったところの要望とかを合同でやったりしてしますので、どちらの組織もこの件に関しては関係あると思います。以上です。

○議長（金澤克仁君） 結城 繁君。

○20番（結城 繁君） 土浦——茨城県の常磐線の南という土浦と言ってるんですが、これ土浦の管轄は水戸支社になりますよね。取手は東京支社の管轄になって、これ垣根があるんですけども、これについてはどんなふうに取手としては進んでいくんですか。

○議長（金澤克仁君） 都市計画課長、大久保益雄君。

○都市計画課長（大久保益雄君） 正式な組織としましては、今の二つの期成同盟会、こちらのほうで、年度によって水戸支社に要望に行ったり本社に行ったりしてるところがございまして。また、上流というか上りのほうを見ますと、先ほどもありましたように、我孫子等々そういったところと連携する機会がありますので、こういったところと一緒に何かできればなということ考えています。

○議長（金澤克仁君） 結城 繁君。

○20番（結城 繁君） 千葉県は、千葉県JR線複線化等促進期成同盟というのがあって、これは我孫子入って、取手はもちろん入らないんですけども、こういう県の垣根を越えて、この常磐線というあれで、やはり国も巻き込み、県も巻き込み、そういった形でこれを促進するということをお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。以上、これは終わります。

次に、これは前回も質問しました、行政のDXについてです。オープンデータへの取組

についてです。実はこの一般質問を通告するときは、ポータルサイトでは古いデータだけだったのですが、11月21・22日に更新されていました。データセットも最初7だったのが今14に増えていて、令和5年度の予算もCSV化されています。前回質問したことが反映されてかなり前進したと思います。今回の更新によって、市が保有する公共のデータを転用や加工など二次利用しやすくなった状態で提供して、民間事業者が加工分析することで、利便性の向上、市民参加やまちづくりの推進に利用しやすくなったと思いますが、このことについて、この先どのような活用方法が市としては望まれるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

総務部長、鈴木文江さん。

〔総務部長 鈴木文江君登壇〕

○総務部長（鈴木文江君） それでは、結城議員の御質問に答弁させていただきたいと思っております。市のまずオープンデータの公開の現状について、お答えさせていただきたいと思っております。今、結城議員おっしゃってくださってたとおり、公開している項目が大分増えてまいりました。令和5年3月31日に、デジタル庁にて自治体の公開推進項目を定めたデータセットの名称が、推進データセットから自治体標準オープンデータセットに改められ、データ形式の見直しが行われました。取手市におきましては、先ほどからお話があるとおり、今年度より新しいデータ形態に合わせた形での公開を進めており、11月末時点で14項目を公開しております。なお、昨年度から推進項目となっている文化財一覧、地域・年齢別人口、公衆無線LANアクセスポイント一覧、こちらの3項目と、独自項目として予算・決算の2項目、合わせて5項目を追加させていただきました。データは茨城オープンデータポータルサイトにて公開しておりまして、掲載の案内は市ホームページや県のホームページの県内自治体のオープンデータリンク集、デジタル庁のオープンデータ取組自治体一覧へ掲載し、周知を図っているところです。オープンデータの拡充につきましては、今年度策定した第5次取手市情報化計画においても個別施策の一つとして定めており、今後も掲載項目の拡充とデータの充実に努めてまいりたいと思っております。今後の推進案なんですが、現在はオープンデータの公開については情報管理課で取りまとめを行っているのですが、どうしても集約から掲載までに時間がかかってしまうため、イベント情報など掲載にスピード感が求められるものにつきましては、所管する部署から直接公開できるような仕組みも検討してまいりたいと思っております。以上です。

〔総務部長 鈴木文江君答弁席に着席〕

○議長（金澤克仁君） 結城 繁君。

○20番（結城 繁君） 分かりました。やはりこのデータはスピードが命だろうというふうに思っていますので、なるべく更新を速やかにやってもらいたいと思っておりますし、これを利用して取手市として期待できることというのは、何がありますでしょうか。

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

情報管理課長、岩崎弘宜君。

○情報管理課長（岩崎弘宜君） お答え申し上げます。取手市として今、情報管理課とし

て考えていますのは、今は公開件数の増をしていきたいというところがありますので、その先に、それを用いて市として何かができるかというところは考えていきたいと思っておりますので、今は各課——情報を持っている各課の御理解をいただいて、件数を上げていきたいというところでございます。以上です。

○議長（金澤克仁君） 結城 繁君。

○20 番（結城 繁君） そうですね。大分増えて、私はこれはいいことだと思っています。それで、実は先進的にやっているところだと、例えば流山市、アプリコンテストをやっていたりしますが、この民間利用であったり二次利用のときに、市民が使いやすいアプリを市民が作ったり、民間の人が作ったりすることができるわけですが、このようなことというのは、これから考えられますか。

○議長（金澤克仁君） 情報管理課長、岩崎弘宜君。

○情報管理課長（岩崎弘宜君） お答えします。市としてというところでは、まだ全国的に掲載している情報がまだまだのところがあり、国も先ほど部長から答弁でありましたように、推奨から標準に変わって、全国的に全国の自治体で掲載を上げていきたいと思います。公開を上げていきたいと思いますというところがあるので、それらが波及していったら、民間でまずはそういうアプリケーションとか、そういったものの活用をしていただければいいのかなというふうに、取手市として単独でというところは今想定しておりません。

○議長（金澤克仁君） 結城 繁君。

○20 番（結城 繁君） 取手市というよりも、取手の市民の方とか、ほかの——取手じゃなくてもいいんですよ。民間の方がそのデータを活用して、よりよい取手の中のデータを利用することによって市民が豊かになるみたいな、そういったことだと思うんです。それは横須賀市であったり鎌倉市であったり、流山もそうなんですけども、そういった形のオープンデータの利用ということになっていくと思います。そこで、これ一つちょっとお願いなんですけれども、来年私たちは市議会議員選挙があるわけです。そのときに掲示板ってあるわけですよ。ポスターを張るところです。これをオープンデータで公開している市があるんですけれども、取手市としてはいかがでしょうか。

○議長（金澤克仁君） 情報管理課長、岩崎弘宜君。

○情報管理課長（岩崎弘宜君） お答えします。現在、取手市では、選挙管理委員会のほうでは、GISという別の地図システムで管理をしているところがあります。そのデータをオープンデータのほうに移し替えられるかというのは少し調べさせていただきまして、速やかにできることであれば実施をしていきたいというふうに考えております。

○議長（金澤克仁君） 結城 繁君。

○20 番（結城 繁君） よろしくお願ひしたいと思います。何か自治体によっては、選挙が終わるとそのデータもう使えなくなるようにしているところもあります。なので、あれがあるとグーグルマップですぐに場所が特定できて、あれやってる本人は大変なんです。なので、ぜひともそういう方向で考えてもらえればと思います。そのことについては——何かある、まあいいや、分かりました。このことについてはそのような形でお願ひしたいと思ひまして、これ最後の質問になります。前回もやりましたけれども、今は予算が

CSV化されました。できれば、新潟の例を申し上げたいと思いますけれども、デジタル予算書、柏崎の取組を以前紹介しましたが、このことについて検討した結果をお知らせしたい——お聞きしたいと思います。

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

財政部長、田中英樹君。

〔財政部長 田中英樹君登壇〕

○財政部長（田中英樹君） それでは、結城議員の御質問にお答えいたします。デジタル予算書、その後の調査研究の状況としましては、導入のメリット・デメリット、そして導入のコストなどについて、先行事例の調査を行っております。幾つか問合せをしたところ、調べたい事業の検索がしやすくなり、また経年変化や絞り込みなどの分析もしやすくなるといったメリットがあるということが、そのデジタル予算書のメリットかなというふうに考えております。ただ一方では、デジタル予算書に掲載するデータを作成する作業が新たに発生することになった、それから、今まで作成しているような説明資料の廃止には至らず、事務の効率化につながっているとは言い難いというような声もございました。また、コスト面では、システム開発費用として約2,000万円から3,000万円ほどかかるということと、あとランニングコストのほうで毎年、保守管理費用が数百万円ほど発生するという状況でございました。今後、先進自治体での普及が進んでくれば、コストダウンが期待出来ますけれども、まだ運用ノウハウの蓄積も図られてくると考えておりますので、今後も先進自治体の動向など調査研究に努めてまいりたいというふうに考えております。

〔財政部長 田中英樹君答弁席に着席〕

○議長（金澤克仁君） 結城 繁君。

○20番（結城 繁君） 分かりました。それ以上多分、答弁としてはないんだろうなと思います。ただ、やっぱりこの柏崎のところのいいところは、事務事業評価であったりとか、そういったものも非常に見やすく、市民の皆さんもすぐ分かりやすくなっているところが、やはりいいところなのかなと。ただコストの面もあります。私は先ほども言いましたけれども、オープンデータの中に予算がCSV化されて入りました。あとはこれをどのように活用していくかだと思います。これは議会としても、ただ今ペーパーレスになっているだけではなく、こういったCSVのデータをどう活用していくのか、これは議会としてこれからの改革の一つになるんだろうと思います。私はもうそれ以上言いませんので、以上でオーケーです。終わりです。ありがとうございました。

○議長（金澤克仁君） 以上で、結城 繁君の質問を終わります。

13時まで休憩いたします。

午前 11 時 40 分休憩

午後 1 時 00 分開議

○議長（金澤克仁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

続いて、佐野太一君。

〔2番 佐野太一君登壇〕

○2番（佐野太一君） 日本共産党の佐野太一です。どうぞよろしくお願ひいたします。通告に従い一般質問をいたします。まずは、農業の活性化についてです。今、日本の農業は様々な問題があり、いまだ解決のめどは立っていません。そしてそれは取手の農業にも例外ではありません。ある農業者からは、5年以内に何とかしないと取手の農業は大きく変わってしまう。5年後、10年後に取手の農業が崩壊しないためにも何ができるか。取手の農業を守りたい、取手の農業をよくするためにはどうしたらよいかなど、今、何とかしなければという気持ちが強く伝わってまいりました。私たちも今、農業に関する問題をより深刻に捉えなければならぬと思っています。そこでお願ひいたします。国の農業政策と自治体農政の在り方についての所見をお聞ひいたします。よろしくお願ひします。

〔2番 佐野太一君質問席に着席〕

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

まちづくり振興部長、野口 昇君。

〔まちづくり振興部長 野口 昇君登壇〕

○まちづくり振興部長（野口 昇君） 佐野議員の御質問に答弁いたします。国の農業政策と自治体の農政の在り方についての御質問となります。国と自治体の農業政策についてですが、国は、農業全体の方針や政策を決定し、自治体は、地域の特性に合わせた具体的な施策を実施することが求められております。国の農業政策については、現在、食料・農業・農村基本法を検証し、見直しに向けた議論が行われておりますが、その理念は、食料の安定供給の確保、農業の有する多面的機能の発揮、農業の持続的な発展、農村の振興を掲げています。国は、それに合わせて新規就農者育成総合対策補助や、生産調整を行うための転作補助、また、農地の保安全管理に対する多面的機能支払交付金など、様々なメニューにより支援を行っております。我が取手市は、耕作面積の95%が水稻——米の生産が中心であり、またそれを耕作する大部分が5ヘクタール以下の中小規模の兼業農家といった現状です。この地域性を踏まえた上で、市では認定農業者の農地集積に対しての補助金や、米の生産数量目標達成のために転作を行った農業者に対して、市独自の補助金を交付しております。国と自治体はそれぞれの役割を分担しながら、農業の活性化、農業者の支援に取り組むことが必要であると考えております。

〔まちづくり振興部長 野口 昇君答弁席に着席〕

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

農業委員会会長、倉持光男君。

〔農業委員会会長 倉持光男君登壇〕

○農業委員会会長（倉持光男君） 佐野議員の質問にお答えをいたします。現在、農業を取り巻く情勢は、農業者の高齢化や後継者などの担い手不足、遊休農地の増加、また自然災害の発生や輸入農産物との競争、さらには国際情勢の不安定による燃料代や肥料等の価格の高止まりなど、厳しい状況が続いております。このような状況が続けば、農業者の経営安定化はますます難しくなり、農地の集積集約化による経営規模拡大は進まないことに加え、農業の将来への展望が抱けない状況になると危惧されます。こうした状況が少しでも解消されるよう、市の御答弁にもありましたように、国では、農業政策の基本理念を掲

げ様々な政策や支援策などを打ち出しておりますが、農業者にとっては必ずしも効果的な支援策を受けているとは思えない状況です。やはり国の支援策だけでは対応できないことから、地域の実情を把握している市が、独自に農業者への政策や支援策を打ち出していく必要があります。また、本年4月1日から農地法の一部改正により農地——農地法第3条による農地の取得時の下限面積要件の廃止、いわゆる50アール要件の撤廃については各地で議論を起こしており、慎重に取り扱っていきたいと思っております。そのような中で取手市では、原油の——原油や肥料、原材料の価格高騰により農業経費が増大している状況に鑑み、農業者への生産販売農家緊急補助金の交付につきまして、昨年度と今年度の2年連続で補助を行っていただき、農業者にとっても大変ありがたい支援策であったと思います。また、水田転作の手厚い補助金や担い手への集積補助金は、集積をして規模拡大を図っていく担い手にとって大変役に立つ補助であるという声を聴いております。農業委員会組織としましては、本年5月に国へ、9月には県へ、それぞれ農業施策に対する要望書を提出しております。市におきましても、国の政策では補えない地域独自の政策や支援策について、引き続き農業者に寄り添ったきめ細かな対策をお願いいたします。以上でございます。

○議長（金澤克仁君） 佐野太一君。

○2番（佐野太一君） 今、御答弁にありました補助金の交付に関しましては、農業者の方々には大変助かる必要な支援の一つだとは思いますが、しかし、資金面では、家族農業者の支援の拡充や無条件での支援の拡充をお願いしたいとも思っています。また、国の農業政策については、現在、日本が置かれている農業の困難な状況は、国のこれまでの政策の誤りがもたらした結果であり、38%と低迷している食料自給率などがその象徴ではないでしょうか。そして、ただいま会長の御答弁にもありましたが、農地法の一部改正には注視しております。また、国の支援だけでは対応できない地域の実情を把握している市が、独自に農業者への政策や支援策を打ち出していく必要があるとのことでした。私もそのとおりで思っております。そこで、その御答弁をいただいたというところで次の質問をさせていただきます。

現在、取り組んでいる農業の活性化の取組についての手だてについてお聞きいたします。

○議長（金澤克仁君） まちづくり振興部長、野口 昇君。

○まちづくり振興部長（野口 昇君） 現在、取り組んでいる市独自の主な農業活性化の取組としましては、先ほども答弁させていただきましたが、水田農業転作等実施補助金及び担い手農地利用集積促進事業補助金の2つの事業がございます。水田農業転作等実施補助金事業は、米の需要が伸び悩み、在庫が増え、価格が下落し、主食用米からの作付転作が求められている中、国県は転作を実施した農業者に対して、飼料用米等の戦略作物を生産した収量に応じて補助金を交付し、米価下落を補てんする形で水稻農家を支援しております。さらに、市独自の補助金として、生産数量目標の達成者に10アール当たり2万2,000円を交付し、水稻農家をより一層手厚く支援しております。担い手農地利用集積促進事業補助金は、農業委員会を通して、利用権設定、農地の貸し借りを行った際に交付している補助金で、10アール当たり田で2万1,000円、畑で1万円を、米の生産数量目

標を達成した認定農業者に対して交付しております。認定農業者に農地を集積することで効率的な営農ができるように、規模拡大を支援しております。また、先ほど会長からの答弁もありましたように、昨年度と今年度において、国の地方創生臨時交付金を活用して、物価高騰に係る生産販売農家補助金交付事業を実施いたしました。物価高騰に伴う肥料や原材料等の経費を補てんして営農の継続を支援するため、生産販売農家に対して、営農面積に応じて補助金を交付したところです。これらの事業制度の周知を徹底し、JA茨城みなみをはじめとした農業機関と協力しながら、農業者を支援し、農業活性化の一翼を担っていきたくと考えております。

○議長（金澤克仁君） 佐野太一君。

○2番（佐野太一君） ありがとうございます。市独自の補助金事業等交付金の活用の補助金など、資金面では農業の活性化に取り組んでおられるということは分かりました。そこでさらに、兼業農家などの家族農業の維持のための補償として、市独自の価格補償もお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。お聞きいたします。

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

農政課長、染谷 久君。

○農政課長（染谷 久君） お答えします。価格補償についての市の独自の制度というのは、今ありません。ただし、災害によって、例えば収量が落ちたとか、市場の米の価格が下がったというような場合に対しては、収入補償、別団体でやってる農業共済とか、そういった収入補償とか、それから農業保険、そういうものは存在します。以上です。

○議長（金澤克仁君） 佐野太一君。

○2番（佐野太一君） 分かりました。家族農業のための補助というところ、また兼業農家の補助、ここら辺の拡充をもう一度ご検討いただきたいということをお願いいたします。

また、活性化の手だてといたしましては、資金面ではなく——だけではなく、農政——農業政策としての、ほかの自治体との成功例を生かした取組や、取手ブランドというような農作物のブランド化、そして有機農業の取組であるとか、また地産地消の一環で学校給食に地元食材を取り組み活用するなど、選択肢を増やすことで、農業者の考えやそれぞれの条件に合った取組を進めることができると思います。さらには、今、新しい農法など、いろいろな農法の取組なども他県では行っていると聞いております。そこで次に、他の自治体の成功例を生かし選択肢を増やす取組を求めます。いかがでしょうか、お聞きいたします。

○議長（金澤克仁君） 農政課長、染谷 久君。

○農政課長（染谷 久君） お答えします。県内において、栗やレンコンのブランド化に力を入れている自治体、それから新聞等で大々的に取り上げられている、地産地消で学校給食に有機栽培米を提供することに取り組んでいる自治体もあるといった現状については把握しております。しかし、さきにも部長が述べたとおり、取手の地域性や現状を踏まえた取組でなければ実施はちょっと難しいと思います。一方、農家の選択肢を増やす取組といたしましては様々なケースが考えられます。生産する農産物はどのようなものが有利なのか、それからどんな手法で作業を行うことでコスト削減できるのか、といった農業の実

情に関わる選択もあれば、機械が壊れたら営農を続けられるか、それから新規で挑戦したいが施設の初期投資問題があるといった経営に関わる選択もあると思われます。農政課では、そういった相談者に対して、県南農林事務所や農業再生協議会など関係機関と——関係機関などからアドバイスや指導を仰ぎ、農業者の意向に沿えるように個別で対応をしています。引き続き、取手市の農業振興の発展に寄与できるよう、農業者の支援を行っていきたくて考えております。以上です。

○議長（金澤克仁君） 佐野太一君。

○2番（佐野太一君） 農業の活性化ということで、ほかの自治体の成功例というのも数多くあると思います。ですが、先ほどの御答弁では、取組に対して実施はちょっとなかなか取手の状況では難しいとお考えがありました。では他の自治体の成功例などは、取手が全く取り入れることが不可能なのか、また、取り入れる何か計画性みたいなものはお持ちなのかということで、要はどのようにすれば、どのような状況になれば取手の地域性や現状を踏まえた取組ができるとお考えでしょうか、お聞きいたします。

○議長（金澤克仁君） まちづくり振興部長、野口 昇君。

○まちづくり振興部長（野口 昇君） お答えいたします。取手の農業の取組ということになると思います。米の有機栽培米、学校給食での使用については、以前、遠山議員、根岸議員のほうにも御答弁させていただきましたが、有機栽培米の生産というのは、取手のほうでは——農家のほうでは行っていない状況です。そのような中、野菜について、今、地産地消で学校給食でということを取組を始めております。これは教育委員会と協力しながら行っている事業なんですけれども、つい最近でいきますと、永山小、高井小のほうで学校給食のほうに大根と——大根、長ネギ、白菜、サツマイモなどの食材を使いまして学校給食に取り入れています。これをさらに進めていければなということで農政部門でも考えているところです。

○議長（金澤克仁君） 佐野太一君。

○2番（佐野太一君） 選択肢を増やすという取組なんですね。今は本当にできていないことでも、例えば、いすみ市の取組なんかは、最初は一人から始められたというふうに聞いておりますし、農業の捉え方や考え方などは、多数の意見を持つての方がいらっしやると思います。ですから、それぞれの方々のこれからやりたい、やってみたいというニーズ、こういったものに対応するためにも、まずは選択肢を増やしていきたいと思うんです。例えば、有機農業だとか、いろいろな米粉などの作製ですとかもそうでしょうし、いろいろな取組を実践することで、今、取手にお住まいの農業の担い手の方や、また取手以外にお住まいの新規参入の方、これすごくハードルが、参入というのは高い状況だと思うんですが、そのハードルを低くしてあげるためにも、やはり選択肢を増やして、こういったことにチャレンジしたい、こういったこともやりたいというニーズに応えられる状況というのは必要かなというふうに思っておりますので、また再度、こういった御検討の場がありましたらお願いいたします。では、次に参ります。

今、農業の問題では一番多く言われておりますのが後継者不足の問題かと思えます。不安定な収入や採算性の低さ、新規参入のハードルの高さなどの背景がありますが、所得補

償や農業指導者や仲間づくりなど、具体的な取組の形をつくり、内外にアピールをして、後継者対策の本気度を示す方策も必要かと考えています。そこで次に、農業後継者不足に取り組む農業後継者支援プロジェクトなどの新しい取組を求めますが、いかがでしょうか、お聞きいたします。

○議長（金澤克仁君） 農政課長、染谷 久君。

○農政課長（染谷 久君） お答えします。農業分野における後継者不足については、取手市も例外ではなく、担い手の高齢化が進んでおり、他自治体同様に待ったなしの状況であります。そのような中、現在、市内の一部地区において地域計画の策定に取りかかったところです。これはおよそ10年後の農業の在り方を地域内で話し合い、地域内の農地を荒廃させることなくどうやって守っていくのかを地域の皆様に話し合いをして決めていただくものです。農地所有者及び担い手の意向調査を行い、営農規模を拡大するのか、縮小するのか、後継者はいるのか等を確認しながら地域の将来像を描くものです。市としましては、この計画を策定することにより、少しでも後継者不足の解消となり、担い手の手助けになればと思っております。また、後継者支援とは資金面ばかりでなく、技術サポートや教育、それから経営ノウハウ、様々な支援が必要となってくると考えられることから、関係機関や他自治体とも連携を取りながら支援策を調査研究していきたいと考えております。以上です。

○議長（金澤克仁君） 佐野太一君。

○2番（佐野太一君） 地域の皆さんで話し合う地域計画の策定は、大変よい取組だと思っております。さらにぜひ具体的な取組をしていただきたいんですね。「取手、農業」という形でホームページで検索しましても、これといった何か施策だとか、農業を新しく始めたいという方が、そこを何かしっかり深掘りするような政策だとか——ものが出てこないんですよ。ですから、やはり「取手、農業」と検索したときに、そういった新規参入の方や新しい担い手の方が、これはと思うような何か施策ですとか政策を、しっかりとつくっていくということは非常に大事だと思います。待ったなしの状況であるということですが、もう待てませんということだと思いませんか、これって。であれば、より具体的に取手ではこんな後継者支援を始めたのかとか、多くの人たちに知っていただけるような明確な具体策をつくっていただきたいと思っております。待ったなしの状況で「関係各機関や他の事業体とも連携を取りながら支援策を調査研究していきたい」、これはあまりにもちょっと悠長で危機感が募る思いがいたします。何とか一歩を踏み出す政策を実行していきたいということをお願いいたしまして、この質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（金澤克仁君） 佐野議員、続けてください。

○2番（佐野太一君） 続きまして、公共施設等、市内施設へのWi-Fiの設置について、お伺いいたします。まず、公共施設のWi-Fiの設置状況について、お聞きいたします。

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

総務部長、鈴木文江さん。

〔総務部長 鈴木文江君登壇〕

○総務部長（鈴木文江君） それでは、佐野議員の御質問に答弁させていただきます。公共施設のW i - F i の設置状況についてです。取手市におきましては、現在、取手ウェルネスプラザ、かたらいの郷、福社会館、取手図書館、ふじしろ図書館及び戸頭図書室、そして、6か所の公民館で公衆W i - F i スポットを設置しております。取手図書館、ふじしろ図書館につきましては平成24年6月、戸頭図書室は平成29年7月から、それぞれ提供を開始しまして、多くの利用者の皆様に御活用いただいているところです。また、別に新庁舎1階には、公衆W i - F i 機能つき自動販売機も設置しているところです。特に取手ウェルネスプラザについては、開所の平成27年度から公衆W i - F i の運用を行っており、館内のカフェテリアでの利用に加え、駅前立地を生かした拠点として福祉避難所として利用する際には、避難者が情報の受発信を行うツールとして活用いただくことも、運用の想定範囲としております。また、市内小中学校に整備されているW i - F i 環境につきましては、平時は授業や校務に限定し使用しておりますが、災害発生時の一般開放も想定しているところです。以上です。

〔総務部長 鈴木文江君答弁席に着席〕

○議長（金澤克仁君） 佐野太一君。

○2番（佐野太一君） 状況は分かりました。公共施設などに関しましては、設置している箇所と設置していない箇所があります。この違いは何なんでしょうか、お願いいたします。

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

情報管理課長、岩崎弘宜君。

○情報管理課長（岩崎弘宜君） お答えいたします。利用者さんからの求め、そちらを現場で判断して、設置をしている箇所、そうでない箇所というのがあります。以上です。

○議長（金澤克仁君） 佐野太一君。

○2番（佐野太一君） 利用者さんの求め——ですね。

○情報管理課長（岩崎弘宜君） そうです。

○2番（佐野太一君） 分かりました。後にちょっとつなげさせていただきますので、次の質問に参ります。観光、教育、市民サービスからのW i - F i の設置の必要性についてですが、まず、観光や観光に即した施設の場所や——のW i - F i の設置の必要性についての見解をお伺いいたします。

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

まちづくり振興部長、野口 昇君。

〔まちづくり振興部長 野口 昇君登壇〕

○まちづくり振興部長（野口 昇君） 議員の御質問に答弁いたします。観光の観点からの観光施設へのW i - F i 設置の必要性についてですが、本市の観光施設・観光スポットといたしましては、観光情報誌として配布している「るるぶ取手」において御紹介している施設等が挙げられます。「るるぶ取手」の紹介施設は、神社仏閣や民間施設、個人飲食店、公園や市民交流機能を備えた公共施設等になっております。公共施設については、情

報管理部署と施設管理部署との庁内連携のもとでW i - F i 環境の整備については検討していると思いますが、神社仏閣や民間施設、飲食店については、現時点において、市としてW i - F i 設置の整備促進を進める取組は考えていないところです。本市観光部局といたしましては、庁内連携の下、来訪される観光客からの御要望があれば、必要に応じて施設関係者と協議検討を進めていきたいと考えております。

〔まちづくり振興部長 野口 昇君答弁席に着席〕

○議長（金澤克仁君） 佐野太一君。

○2番（佐野太一君） 分かりました。では、ちょっと次の質問につなげさせていただきますので、次に進ませていただきます。教育施設のW i - F i の設置についての必要性についての見解について、お聞きいたします。学校等は避難所にも指定されているということから、W i - F i の設置は行われていると思いますが、ひとまず、その必要性の見解についてを教えてください。

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

教育部長、井橋貞夫君。

〔教育部長 井橋貞夫君登壇〕

○教育部長（井橋貞夫君） 佐藤議員の御質問に答弁させていただきます。先ほど総務部長のほうからも答弁ございましたけども、市内教育施設——小中学校には全てW i - F i 環境が整っていますし、それと図書館、こちらにも整っております。公民館のほうは現在6館の公民館ですか、そちらでW i - F i 環境を整えております。やはり公民館——教育委員会としては、公民館の利用者数が多いところを優先的に整備をさせていただきました。整備されてない公民館については、その設置の要望については、年間、現在、数件ほどというような状況でございます。それとグリーンスポーツセンター、藤代スポーツセンターの体育施設につきましては——あと武道場、W i - F i の設置はしておりません。以上です。

〔教育部長 井橋貞夫君答弁席に着席〕

○議長（金澤克仁君） 佐野太一君。

○2番（佐野太一君） では今の御答弁もちょっと次につなげさせていただきますので、次の質問に移らせていただきます。続いては、市民サービスについてのW i - F i の設置の必要性について、御見解をお聞きしたいと思います。

○議長（金澤克仁君） 総務部長、鈴木文江さん。

○総務部長（鈴木文江君） お答えします。市民サービスからの必要性についてということです。全国的な傾向としましては、スマートフォンやタブレットの普及とあわせて、**移動**通信サービスの契約者数も毎年増加が続いていることから、本市内におきましても、多くの方が自らのモバイル端末でインターネット通信ができる環境が整っている状況であると推測しております。一方で、インターネット利用に際し、通信費用のかからない公衆W i - F i につきましては、引き続き一定の需要があることも承知しております。今後、市施設の公衆W i - F i の導入に当たりましては、施設の性質や運用面そして緊急性などを勘案し、限られた費用的、人的リソースの中で他事業との優先度を踏まえ、各施設所管部

署と連携を図り、検討を進めていきたいと考えております。現在、個別の施設への設置計画はございませんが、引き続き、各施設から設置要望があった場合には、利用者からの各施設に寄せられる要望や施設運用管理への支障などを考慮しつつ、導入に向けた適切なサポートを行っていきたくと思っております。以上です。

○議長（金澤克仁君） 佐野太一君。

○2番（佐野太一君） 分かりました。では最後に、今の御答弁もちょっとつなげさせていただきたいんですが、防災、減災からのWi-Fiの設置の必要性について、お聞きいたします。御答弁をお願いいたします。

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

総務部次長、齊藤理昭君。

○総務部次長（齊藤理昭君） それではお答えをさせていただきます。災害時には家族、知人の安否確認であったり、様々な風説等によって無用なパニックなどを引き起こさないためにも、正しい情報の取得が非常に重要だと考えております。電話回線がふくそうすることで利用できない状況になった場合でも、Wi-Fi環境が整備されていることで、インターネットにアクセスしやすくなり、情報の受発信に効果的であるというふうに認識をしておるところでございます。現在の指定避難所におけるWi-Fi環境については、先ほどの答弁にもありますように、公立の小学—小中学校20校についてはWi-Fi環境が整っております。避難所として開設した際には使用させていただくこととなっておりますが、その他の施設を避難所として開設した場合には、基本的には、避難者各個人がスマホにより—スマホ等によりインターネットに接続していただくということになります。今後も、各施設管理者よりWi-Fi整備をしていただいた場合に使用させていただくこととなりますが、災害時の避難場としてのWi-Fi環境については、通信事業者等の意見も伺いながら調査研究してまいりたいというふうに考えております。

○議長（金澤克仁君） 佐野太一君。

○2番（佐野太一君） ここなんですよね。Wi-Fiの設置についてここまで聞いてまいりましたのは、やはりWi-Fiについては、各施設・場所等によっても様々ですが、平時の使用状況と、あと有事の際の使用がやはり求められていると思うんです。これはさきにお話ししました、観光に即した場所や観光施設、または教育の施設ですとか、こういったところも全て、いつ何どき起こるか分からないわけですね。今現在すぐに何か起きた場合に、そこにいる方たちが一番近いところに避難をする、またはそこに集合するということから考えますと、やはり市内施設の中でのWi-Fiの設置というのは、有事の際の緊急の速報ですとか安否の確認、または被害の予測ですとか情報の収集などに必要—非常に有効だと考えます。で、スマホの—自らのスマホの回線を利用するというようなお話もありましたけれども、有事の際は、やはりスマホの—先ほど御答弁にもありましたように、電話回線などがふくそうする可能性もあります。電話回線がつながらなかったときには、確認いたしましたけれども、ほとんどの施設では今、光回線を使用していることでしたので、光回線が駄目になってなければ、それを利用して使うことは可能かと考えます。ですので、やはりWi-Fiの面の使用状況—使用できる状況と各個人の使

う電話回線と、両面でのセーフティな部分というのは、やはり持つておくべきじゃないかと。何よりもやはり有事の際は、どこで、誰が、どんだけの数の方が集まるか分からないわけですね。なので、集まる人数の規模などにもよりますが、各個人のスマホの電話回線だけですと不安は非常に高いと思います。一つ、ちょっと聞き忘れてしまったんですが、今ありました学校、これはW i - F i は、体育館などもW i - F i の使用などはできるんでしょうか。

○議長（金澤克仁君） 教育部長、井橋貞夫君。

○教育部長（井橋貞夫君） 学校体育館は指定避難所という形に指定されてますので、災害時にはW i - F i が使えるような形で整備はしております。常時ということではなくて、避難所となって、災害対策本部または応急処理本部からW i - F i の開放といった手順がございまして、その後、委託業者によってW i - F i 環境を整えていただくと、そういった形です。

○議長（金澤克仁君） 佐野太一君。

○2番（佐野太一君） ありがとうございます。あとグリーンスポーツセンター、前回ありました双葉の水害時にはグリーンスポーツセンターが開設されました。そこではW i - F i は今設置されていないということでした。グリーンスポーツセンターにも、やはりW i - F i というのは整えるべきではないでしょうか、お聞きいたします。

○議長（金澤克仁君） 教育部長、井橋貞夫君。

○教育部長（井橋貞夫君） グリーンスポーツセンターは、現在W i - F i 環境は整っておりません。こちらに関しても、通常のニーズというのが年間数名程度から問合せがある程度です。それともう1点が、やはりグリーンスポーツセンター、非常に大きな施設ですので、施設全体にW i - F i 環境を整えるとなると非常に高額な費用が想定されます。ざっと試算したところでも、通常の公民館等の倍近くはかかるのかなと、そういった費用的なものもありますので、今、そういったグリーンスポーツセンター、藤代スポーツセンターも含め、体育施設におけるW i - F i 環境をどうするのかといったところを今、調査研究しているところでございます。

○議長（金澤克仁君） 佐野太一君。

○2番（佐野太一君） そうですね、ただ他の自治体なんかの使用例とか実施例を見ますと、かなり大きい施設でも実施されている手段を——有効手段を取っている自治体さん結構多く見受けられます。もし費用面とか、そういった面お考えであれば、どうするのかということをお聞きしたいんですが、その前に、先ほどの安全安心対策課からの御答弁で、認識はされてるということなんですよね。やはり正しい情報の取得が大事だということや、電話回線がふくそうすることで利用できない状況になった場合があるとか、環境——これをやはり維持するためには、W i - F i の必要性というのはある程度認識してらっしゃるということですね。で、これ有用との認識であれば、例えば、安心——安全安心対策課が主体となって設置するということではできないのでしょうか、お聞きいたします。

○議長（金澤克仁君） 総務部次長、斉藤理昭君。

○総務部次長（斉藤理昭君） それでは、お答えをさせていただきます。災害情報の取得

や安否確認が取れない場合など、被災者は大きな不安を抱えたまま過ごすこととなってまいります。そういったことから、災害時における通信手段の確保というのは非常に大切かなと思っております。少し調べてみました。愛媛県宇和島市では、大規模災害時等における通信手段の確保及び提供のための相互協力に関する協定を締結したということがございました。具体的には、通信事業者KDDI株式会社様と、通信手段確保の優先対応であったり移動基地局車であったり、移動電源車の災害対策機器の投入、避難所における通信手段の提供ということに協力いただくというものでございました。さらには、福岡県の久留米市もちょっと確認しました。災害発生時の避難所における通信インフラ整備の必要性を感じ、いざというときの備えとして手元にWi-Fiを置いておくようなもので、契約期間に縛りはなく解約違約金も発生しないことなど、使った月のみの固定金額だけで利用できるというような、いわゆるゼロ円Wi-Fiというものがあるということで、そういったものを導入するということの事例がありました。料金的に見ても、最初の事務手数料が4,400円、使った月は15ギガバイトで月額3,300円と、一般のWi-Fi料金とあまり変わらないというような金額でございました。いずれにしても、全国的にこういった動きがあるものですから、災害時における避難所の通信インフラ整備においても、本市でもこういった他市の事例を参考に通信事業者等とも協議しながら、様々な方策を検討してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（金澤克仁君） 佐野太一君。

○2番（佐野太一君） ありがとうございます。ぜひそういった取組、御検討いただきたいと思っております。時間もありますので、以上で、この質問に関しては終わらせていただきます。ありがとうございます。次の質問に参ります。

全ての市民が安全で安心できる道路整備とバリアフリーについてです。まず、視覚障がい者誘導用ブロックと進入防止ポールの設置や設置間隔など、設置基準についてお聞きしたいと思っておりますが、まず、その前にごめんなさい。

〔2番 佐野太一君資料を示す〕

○2番（佐野太一君） その前に、視覚障がい者誘導用ブロックは、この黄色い点々のある、いわゆる点字ブロックというもので、進入防止ポールというのは、この今写真にあります真ん中に建っているポールのことです。以降は、こちらを「点字ブロック」、あと「防止ポール」というふうに呼ばさせていただきます。それで、視覚——視覚障がい——点字ブロックと防止ポールの設置場所や設置間隔などの設置基準について、お聞きしたいと思っております。

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

建設部長、前野 拓君。

〔建設部長 前野 拓君登壇〕

○建設部長（前野 拓君） それでは、佐野議員の御質問にお答えいたします。まず、市内においての視覚障がい者誘導用ブロック、それと進入防止ポール——ポラードなどと呼ばれておりますけれども、設置がされている主な場所について御説明させていただきます。主に駅前広場、あるいは近年——比較的近年整備された都市計画道路の歩道、あるいは大

規模宅地開発、開発行為などによって整備された道路、そういった歩道上に多く設置されております。それぞれ誘導用ブロックやボラードを設置された時期というのは様々でございまして、なかなか統一性をもってない箇所も見受けられているかとは思いますが。また当初、誘導用ブロックを先に設置をして、後付けで、進入する車両から歩行者を守るということを目的にボラードを設置した箇所なんかもございまして。先ほど御質問ありました、ボラード進入防止ポールの間隔の基準ですけれども、一般的には1メートルから1.5メートルの範囲内というふうに規定されております。以上です。

〔建設部長 前野 拓君答弁席に着席〕

○議長（金澤克仁君） 佐野太一君。

○2番（佐野太一君） 分かりました。今の御答弁から、ではそれに即した点から、不適切な設置箇所についてお聞きいたします。写真をお願いします。

〔2番 佐野太一君資料を示す〕

○2番（佐野太一君） 先ほど御覧いただいた、この点字ブロックと防止ポールなんですけど、これ進行方向上にポールが立っている状況なんですね。違う角度から写真で見ますと、進行方向が点々じゃなく細長いところありまして、そこを真っすぐ進んでいくと、正面にポールが立ってしまっているということになってるんです。これはちょっと御指摘させていただいて、今現在は——これもそうなんですけど、今現在はこのちょっと脇に設置し直していただきました。ありがとうございます。これ、私ちょっとこれで気になった点がありまして、今のポール、間隔1.1メートルから1.5メートルということなんですけど、設置した場所をずらしたというのは本当僅かなとこなんですけど、元から、これ1メートル——1.5メートル以上ありまして、これちょっと私測ってきたんですけど、もう3メートル、4メートル近いんですよ、この幅が。ということは、車1台この間に入ってくることは容易な状況なんですね。簡単に言うと、防止ポールの役目をちょっとになってないというか、もう1個真ん中にあるか、ちょっとずらすかしないと、ここの場所に関しては防止ポールが作用しないというような場所が見受けられます。これ市内全部を——私だけで全部回ることにはちょっと不可能ですので、何か所か回らせていただいたんですけど、やはりこういった広く設置されているところ、私が知ってる限りでも、180センチですとか2メートル20とか2メートル40とか、もう本当にこうばらばらで、一番長いところでは4メートルぐらいの間隔のあるポールが立っている箇所もございまして。ですので、ちょっとそれをチェックしていただきたいというのをお願いしたいと思っております。

また、こういった点字ブロックが全くない横断歩道などもあるんですね。これなんかはウェルネスプラザのところなんですけど、駅近で公共施設のすぐ隣の交差点という環境にありながら点字ブロックがない、ポールもないというような状況になってます。この設置基準がちょっと曖昧なところがあるというふうなことはあったんですけど、やっぱりこういう公共施設であったり駅前・駅近であれば、やはり点字ブロックというのは必要性が出てくるんじゃないでしょうか。これをちょっと執行部のほうでチェックをお願いできますでしょうか。

○議長（金澤克仁君） 建設部長、前野 拓君。

○建設部長（前野 拓君） お答えいたします。これまで市内外にお住まいになっている視覚障がい者の方から、そういった御指摘・御意見いただいたことがなかったので、状況について詳しく把握をしておりませんでした。今回の佐野議員の一般質問の通告を受けまして、実は今週になりまして急遽、所管課のほうで点検をしております。主要道路に限ったところなんですけれども、点検をしてまいりましたけれども、やはり不適當な箇所が見受けられました。そちらについては、現地の状況に適した改善方法を今後考えてまいりたいというふうに考えております。

○議長（金澤克仁君） 佐野太一君。

○2番（佐野太一君） 早速の御対応どうもありがとうございます。気づいたところは都度都度お伝えしたいと思うんですけれども、なかなか市内全部をとというわけにはいきませんので、やはり実際の執行部でのチェックというのは非常に心強いですし、すぐに変えられない場所もあると思うんですが、これを利用している方々、必要な方々のやはり面に立っていただいて、できるだけ早い御対応でお願いしたいと思います。

お願いします。

〔2番 佐野太一君資料を示す〕

○2番（佐野太一君） あとこれも——ちょっと何点か、どこか分かんないんですけど、これも進行方向ぶつ切り切れてる状態で点がないんですけど、こういうのもちょっとどうなのかなというのは、私も明確ではないのでちょっとチェックしていただきたいとか。あとこれなんですけれども、点字ブロック、これ東口——取手駅の東口になるんですが、色、黄色じゃないんですよね、緑色になってます。景観ですとか町並みに配慮したものかと思うんですけれども、黄色のブロックに比べますと明らかに見えづらい、見づらいという点があります。周囲の路面や床面の色と明度や差をつけて、視力が低下している方々にも分かるようにする観点からしますと、色にも配慮が必要かと思います。こういった点はいかがでしょうか。

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

管理課長、飯竹永昌君。

○管理課長（飯竹永昌君） お答えさせていただきます。先ほどのブロックの配色の御質問ですが、議員の御指摘のとおり、誘導ブロックにつきましては、黄色が基本的な配色となっております。取手市におきましても今、御指摘いただきました東口におきまして、良好な景観の促進のため、黄色とは異なる配色の誘導ブロックを採用した実績がございます。景観面を重視したまちづくりにつきましては、昭和から平成にかけて、取手市以外、全国的にも多くの自治体で取り組まれた整備手法でもございました。取手駅の東口の駅前広場につきましても、整備当時、結構年数もたっておりますが、整備当時の時代に即した取組として行われたものと認識しております。これまで、こちらの広場におきまして、この緑色のブロックの配色について視覚障がい者の団体の方とか——の方から、容易に識別できず認識しづらいなどのご意見等はまだ寄せられたことはございませんが、今後このような要望が市に寄せられた際には、そこら辺は重々認識しながら検討していきたいと考えております。

○議長（金澤克仁君） 佐野太一君。

○2番（佐野太一君） ありがとうございます。これ景観をすごく損なうということでは、これすごく統一されてるのかなと思うんですが、お願いします。

〔2番 佐野太一君資料を示す〕

○2番（佐野太一君） 実はこれ途中から黄色が混じってたり、ちょっと景観という意味では、ここだけ何で黄色いのかなというような疑問もあったりするんですね。ですから、やっぱりこの辺も含めて御検討いただきたいと思います。

最後に、これ西口になるんですけれども、点字ブロック、これ西口開発ということで関連の執行部の――が違つかもしれないんで、御指摘だけさせていただきますが、後で建設部のほうと連携を取っていただきたい。これなんですけども、点字ブロックの上に、これはシートがかぶってるんですよ。これが適正なのかどうか、これもしっかりチェックしていただきたいんですよ。工事中の一時的なものというだけでは済まされないかなというところ。ちょっと突起なども、私乗ってみたんですけど、やっぱりシートがかぶってることによって分かりづらいというのがありますし、あとこれ、この部分なんですけど、これ、右に行くんですけど――こっちから来ると右に折れるようになってるんですけど、これ突き当たりまで進んでしまう可能性あるんですよ。これ進むと今度バリケードされていて、進んだ方は、これ、どっち行っていいか分からなくなるような状況とかあると思います。これ本来であれば、この点々とある、六つ並んでるところのところと前に行かないようにするのが、これは本当は最適、正しいんじゃないかというふうに思ってます。これもちょっとしっかりと都市計画のほうと連携を取っていただいて、この工場の現場での、こういった場所の不適切がないかどうかということについて、ちょっと御検討いただければと思います。以上になります。ありがとうございます。

続きまして、車椅子の利用者、ベビーカーの利用者、高齢者、通学児童、そのほかから見た道路状況の問題点と改善についてお聞きいたします。車椅子の利用者の方からお話をお聞きしたところ、やはり市内で、数多く車椅子の利用が大変不便な箇所があると。いわゆる、かまぼこ型と呼ばれている道路であったり、かまぼこ型の端が側溝になっていたりとか、車と車椅子が擦れ違うのがもう本当ぎりぎりのところで、端に寄れないような状況の道路というのも見受けられます。あと、ベビーカー利用者の方からは、やはりベビーカーを走らせていると、車が擦れ違うのに――ことができない。ベビーカーと車が一緒に並ぶことによって、反対車線の車が待たなければいけないとか、もう本当、肩口すれすれを車が通っていく。または、ベビーカーに乗ってるお子さんの横に、少し大きいお子さんを立たせて一緒に歩いていくというようなところでも、やはり怖くて利用ができないというような道路も散見されております。また、高齢者の方は、すぐに車が来たからといって端によけることができないとか、そういったこともあって、介助者の方と一緒に歩いた際にも、2人並んで歩くほどの幅がないとか、こういったことでやはり怖いと。また通学の児童を持つお母さんからは、やはり危ない道路に関しては怖いので、その道路を通過するまで一緒に学校の途中まで行っているというようなことで、利用で毎日不便を感じているような方もいました。でも実際、道路の問題なので、これをすぐ拡張するということが不可

能とは私も思うんです。ただ、これを何とか——取手というのはこんな町なんですよ、こういう道路があるのが普通なんですよというのは駄目だと思うんですよ。それを、やはりこういった危険だ、怖い、危ないという方々に対して、また第2の策、第3の策で何かお知恵を絞っていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

道路建設課長、榎根本嗣郎君。

○道路建設課長（榎根本嗣郎君） お答えさせていただきます。取手市におきましては、主に通学路整備なんですけども、道路の幅の狭い道路につきましては、グリーンベルト、緑色で着色している等、行っております。基本的に緑色に着色しているのは通学路ですので、通学路の対策について御答弁をさせていただきます。これまで市では、通学路安全対策のプログラムに基づき、各小中学校から寄せられた通学路の危険箇所について、多くの安全対策を進めてまいりました。主な安全対策の事例として、路肩を緑色に着色することで、自動車等のドライバーが通学路であることを視覚的に認識しまして、道路等の速度の抑制につながり、歩行者が安全に通行できるような対策を講じてまいりました。また、路肩の着色のほか、もう一步踏み込んだ対策も行っております。1点目は、見通しの悪いカーブ、交差点の路面の着色。2点目、車両の速度を抑制させるイメージハンプの設置。3点目、夜間において、車道と路肩の境目の視認性の優れた区画線の塗布。4点目、「速度を落とせ、学童注意」等の路面標示や看板の設置。5点目、路肩と車道を分離するポストコーンの設置などの対策を講じております。以上です。

○議長（金澤克仁君） 佐野太一君。

○2番（佐野太一君） ありがとうございます。時間の関係もありますので、ぜひとも、やはり今後につきまして第2の策、第3の策ということで、今まだ出てこない策であっても、これからの御検討を続けていただきたいと思います。また車椅子利用者やベビーカー利用者、これは福祉の部署でもお聞きすることができる案件だと思いますし、高齢者であれば福祉、これもそうですね、こういった方々からのお声がもし出た場合には、ぜひ部をまたいで連携を取っていただいた上で、改善を進めていただきたいということをお願いいたしまして、私からの質問を全て終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（金澤克仁君） 以上で、佐野太一君の質問を終わります。

続いて、加増充子さん。

[24番 加増充子君登壇]

○24番（加増充子君） 加増充子です。通告順に従って質問をさせていただきますが、その前に、西口開発について、答弁者の欄に「教育長」ということを書いてありますが、これまでの議論の中で公共施設との関係で伺おうと思ったんですが、内容が定まってないということでこの教育長の答弁は取り止めます。一般質問について伺います。区画整理事業についてです。区画整理事業も、駅前交通広場の仕上げを最終ということで、今本当に市民にも待たれておりますし、担当課としても一生懸命やっているというのは何回も伺ってまいりました。しかし、この事業が遅れるという説明がされてまいりました。ですから、この駅前交通広場の供用開始はいつになるのか、そして今、仮設駐車場となっているA街

区の使用収益開始までのスケジュールはどうなっているのか、その点について伺います。
まず、駅前交通広場の供用開始はいつと見ているのか、伺います。

〔24 番 加増充子君質問席に着席〕

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

都市整備部長、浅野和生君。

〔都市整備部長 浅野和生君登壇〕

○都市整備部長（浅野和生君） それでは、ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。新たな駅前交通広場の整備工事につきましては、令和5年度末の完成、これを目標といたしまして今現在、複数の工事を展開しているところでございます。ペDESTリアンデッキ南側にはエレベーター1号機の設置、また交通広場内には、新たな階段やバスシェルターを設置する工事を現在行っております。ペDESTリアンデッキの延伸工事におきましても、橋脚が設置されまして、12月には新たな延伸デッキのけたの部分が仮設される予定で今工事を進めております。今後のスケジュールでございますけれども、広場内の仕上げ工事の進捗を図りながら、安全に新たな駅前交通広場の利用が開始できるようなスケジュールを構築しておりまして、新交通広場への切替え後、できる限り速やかに仮設交通広場の撤去、そしてA街区の造成工事に着手をいたしまして、その造成工事に当たりましては、この後のA街区の造成の後の再開発事業と十分調整を図りまして、数か月の工事期間が必要とはなりますけれども、使用収益の開始につなげていきたいというふうに思っております。しかしながら、今年度でございますけれども、私たちの補助金の要望額に対しまして国の補助金が少し少ない状況となっております、交通広場完成に向けた仕上げ工事が、全て現在発注できていない状況ではございます。国の補正予算の最終結果と施工中の工事の進捗を見据えながら仕上げ工事を——発注を今後もいたしまして、できるだけ早期の完成を今現在目指して進めているところでございます。

〔都市整備部長 浅野和生君答弁席に着席〕

○議長（金澤克仁君） 加増充子さん。

○24 番（加増充子君） 今の部長のお話ですと、駅前の交通広場、令和5年度末目指している、を繰り返されてきましたけれど、実際発注できてない状況もあり、国の補助金という関係で遅れるということなんですよ。令和5年度末目指してというのは、3月31日までにやっていくということなんですけど、現在はこれをやや遅れるということは説明されてきましたので、じゃあいつまでに仕上がるのか、供用開始ができるのか、それを伺ったんですが、再度お願いします。

○議長（金澤克仁君） 都市整備部長、浅野和生君。

○都市整備部長（浅野和生君） お答えさせていただきます。先ほど申し上げました国の補助金、この事業は国の補助金を頂きながら進めさせていただいております。そして、残る工事の内容も、もちろん今現在精査中、設計中でございます。で、残る金額というものと内容はもう把握してございますので、その辺の金額と発注の状況などによりまして、数か月程度——駅広におきましては令和5年末の目標ではございますけれども、若干過ぎてしまうかもしれないということは、今現在考えて作業に取りかかっているようなところで

はございます。

○議長（金澤克仁君） 加増充子さん。

○24 番（加増充子君） これで、いつ頃できるのかというのは、大体そのぐらいだろうと、数か月遅れる、春超えて初夏かという気もするんですが、それはそういうことだということで一応受け止めておきます。

そして次に、仮換地指定についてなんです、この間伺いましたら、令和4年8月に100%終了している、これは今の仮設駐車場となっているA街区の仮換地指定は終わりましたよというのを伺いました。そして、この仮換地指定通知、A街区の地権者にお返し—お返しする土地の形の面積などを示した、そのような通知を出された後のスケジュールはどのようになっていますか。

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

区画整理課長、稲葉克彦君。

○区画整理課長（稲葉克彦君） それではお答えします。仮換地指定通知を送りまして、それで造成を行います。造成が整い次第、使用収益開始ということになります。いつということなんです、交通広場が開通いたしまして、数か月ほど、ちょっと工事期間いただきまして、そちらでお返ししていきたいと、そのように考えております。以上です。

○議長（金澤克仁君） 加増充子さん。

○24 番（加増充子君） 使用—造成を行って使用収益開始ということなんです、この通知については、いつ頃出されるのでしょうか。

○議長（金澤克仁君） 区画整理課長、稲葉克彦君。

○区画整理課長（稲葉克彦君） お答えします。使用収益開始通知といいますのは、造成工事が完了して、土地の使用収益開始するときに送付させていただけるものでございます。以上です。

○議長（金澤克仁君） 加増充子さん。

○24 番（加増充子君） それはいつ頃ということは、はっきりは出ないということですか。

○議長（金澤克仁君） 区画整理課長、稲葉克彦君。

○区画整理課長（稲葉克彦君） お答えします。すみません、繰り返しになりますが、交通広場完成して数か月ほど工事期間いただきまして、お返しさせていただきたいと考えております。以上です。

○議長（金澤克仁君） 加増充子さん。

○24 番（加増充子君） その通知がいつ出るのかもなしの中で、今進められているんですが、第7回事業変更計画、皆さんもこれ御覧になっていると思いますが、この変更では、使用収益開始通知はいつ頃と見込んでいたのでしょうか。令和5—令和6年の3月31日までは駅前交通広場の整備が終わり、最終するのは令和8年3月31日という説明でこれ書いてありますが、この7回目の事業変更の中では、いつ頃と見込んでいたのでしょうか。

○議長（金澤克仁君） 区画整理課長、稲葉克彦君。

○区画整理課長（稲葉克彦君） お答えします。第7回事業計画変更、これは令和4年の10月に行った部分ですが、その時点におきましては、令和6年3月使用収益開始ということで目標でお示しさせていただいて、今まで進めさせていただいたところでございます。以上です。

○議長（金澤克仁君） 加増充子さん。

○24番（加増充子君） 令和4年の計画では既に終わっているという見通しの中で出てきたということですね。——そういうことですね。そうしますと、このA街区の造成なんですけれども、仮設交通広場の造成なんですけれども、再開発事業との関係が出てくるのではないかとこの一つ考えられるんですが、この再開発事業参加者と不参加者の地権者の造成はどのように扱っていくんでしょうか。それぞれ地権者ごとに不参加者の——不参加の皆さんにはそれぞれ地権者ごとにインフラの整った整備を、再開発参加者の造成についてはどうなのか、具体的にお示してください。

○議長（金澤克仁君） 都市整備部長、浅野和生君。

○都市整備部長（浅野和生君） お答えさせていただきます。まず先に、先ほどの使用収益開始をいつ予定していたかということに関しましては、令和6年の3月には使用収益を開始させていただく予定でございました。ですので、その前に交通広場が出来上がって、Aの造成——撤去工事が終わりました、そして使用収益を開始する予定で事業計画変更時点においては計画をしていたものでございます。

そして今の御質問でございますけれども、区画整理事業の造成工事、地権者の方にお返しするに当たりましては、地権者、基本的に面積が大きい広いの違いはありますけれども、基本的には、将来的に地権者様がどのような土地利用を図っていくかということと事前に協議させていただきます。そして、出入り口はどこ——どの辺がよろしいですか、ライフラインの供給口はどの辺がよろしいですかということをお聞きしながら、造成計画を進めてまいります。これほどこの——北部地区においても西部地区においてもどこでも一緒です。そのような基本方針がある中で、A街区の造成におきましては、再開発事業の予定区域におきましても、個別で利用される方におきましても、その土地利用の将来の土地利用の考え、これに基づいて造成を行ってまいります。ですので、例えば個人の方が利用されるという形になれば、ライフラインはどこに設置しますかとか、擁壁がこのように段差があるのでできますとか、そういうお話をしながら仕上げていきます。再開発事業——面積が大きいですが、A街区の中に造る場合においても、将来計画との整合を図りながら、ライフラインもどこがいいですかとか、そしてお返しするに当たる、お返しするための造成はどのような形でお返ししておけばよろしいでしょうかというのを協議しながら、造成を施行者のほうで行って使用収益に値する造成地としてお返しすると、こういうことでございます。

○議長（金澤克仁君） 加増充子さん。

○24番（加増充子君） そのようにお返しすることは理解します。ただここで、再開発事業が行われるA街区の土地を7,000平米より減っていくと思うんですけれども、その中に参加しませんよという方が何人いらっしゃれば——その方のインフラの整備に沿った内

容でやっていくと思うんですが、あとは再開発事業をこのようにしますという下で進めていくということだと思わなければならないけれど、それすらまだ出ていないのに、どうなんですかということなんです。

○議長（金澤克仁君） 都市整備部長、浅野和生君。

○都市整備部長（浅野和生君） お答えさせていただきます。再開発事業の詳細な建物計画でありますとか、その基の部分である区域ですか、このようなところはかなり熟度が高まっているというのは、以前——以前というか、お話をさせていただいているところでもありますけれども、その造成の形に当たりましては、そこまでの詳細な部分との整合は決して必要ないと思います。将来、例えば再開発事業の建物を建てていくとか、やっていくときに、根切とかいう工事が発生しますけれども、その前段として工事がスムーズに行える段階まで、必要最低限のところまでの造成を行っていけば、区画整理事業者としての責務はこれで終わると思いますので、そのような形をお話をしながら、基本的には粗造成という形でお返ししていくことが望ましいのかなと思ってます。

○議長（金澤克仁君） 加増充子さん。

○24番（加増充子君） この造成に関しては、再開発側と区画整理側との協議がされて、進めて造成を行うということは、昨日も説明いただきました。単純に考えまして、この土地が区画整理事業をした後、今度、再開発事業に使うとなると、区画整理の流れで造成していく。そういうのが今現在の市が進めようとしていることですよね。再開発やる前の区画整理事業と造成、再開発事業をやる場所も造成してお返しする。単純に私は考えたんですが、区画整理事業のこの区域を、何人かの地権者がいて、ここを家を壊して再開発事業として生まれ変わるとなったときは、ここの造成はこの土地の地権者のお金で整地していくわけですよね。ということは、このA街区、仮設交通広場——A街区ですよ、と造成は、区画整理事業だというのはずっと説明されてましたけれど、土地計——土地計画、ごめんなさい、都市計画決定もされてない再開発の事業のための造成を行うというのは、区画整理事業の予算で行うのはいかがなものかと、私はすごくそこに引っかかっているんですが、どうなんですか。

○議長（金澤克仁君） 都市整備部長、浅野和生君。

○都市整備部長（浅野和生君） お答えさせていただきます。区画整理事業の造成を行って、使用収益という形まで持っていくというのは、区画整理事業施行者の責務でもありません。そして、お返しするに当たる——値する造成土地というのを、基本的には造り上げてお返しするのが基本でございます。この今回のA街区の再開発事業の区域というのは、エリア広いですから、議員がおっしゃいましたように、将来のこの一から再開発事業の工事というのはスタートはしますけれども、その前段までの粗造成というか、周辺との段差もあります。8メートル程度の高低差もあります。ですので、必要最低限始まる前までに影響のない形での造成というのは造り上げてお返しするのが施行者の責務だと思います。ですので、そのような最低限の形かもしれないけれども、スムーズに着工できるように、周辺との段差、高低差に影響がないように、のりなどで仕上げながらお返ししていくような形で、区画整理施行の部分では仕上げていきたいと思っております。

○議長（金澤克仁君） 加増充子さん。

○24番（加増充子君） そういうことだということですが、不参加の方、参加の方がいらっしゃる中で、今、A街区——A街区ですよ。仮設交通広場になっているA街区の土地利用が都市計画決定がされてない中で、見えてないじゃないですか。そういう中で造成工事も、返すというだけの造成工事で終わるのか、そこを見込んだ造成工事かということが気になっていること——ずっと思ってるんですが、使用収益開始通知はできないんじゃないですか——どうなんでしょう。

○議長（金澤克仁君） 都市整備部長、浅野和生君。

○都市整備部長（浅野和生君） こちらにつきましては、9月の議会とかその前の議会でも私お話しさせていただいてると思うんですけども、お返しするに当たりましては、地権者さんとどのような形のものの造成でお返ししたらよろしいですかというお話を、まずします。これは個別の利用の方についても同じです。で、A街区の再開発をやられるというエリアの部分の地権者様と同じです。ですので、そのようなお話の協議はもちろん進めて、双方、これで返していただければ大丈夫だよ、いいですよというような形で、再開発の区域に限っては行います。もちろん個人で御利用される画地が出た場合には、その周辺との道路とかのもちろん段差、擁壁が必要なのかどうなのか、入り口はどうしますかと、こういうような細かいところもお話をしながら造成に着手していくということになります。

○議長（金澤克仁君） 加増充子さん。

○24番（加増充子君） 造成に着手して、そしてすぐ今度お返しするために使用収益開始を開始するという事なんですが、これはいつになりますか。

○議長（金澤克仁君） 区画整理課長、稲葉克彦君。

○区画整理課長（稲葉克彦君） お答えします。先ほども——繰り返しになりますが、供用開始——交通広場、供用開始しましたら、数か月ほど工事期間いただきまして造成していきますので、その時間は同じです。以上です。

〔発言する者あり〕

○議長（金澤克仁君） 加増充子さん。

○24番（加増充子君） そうしますと、数か月ということは、その間、中断補償費が膨らんでいくということですね。いかがですか。

○議長（金澤克仁君） 区画整理課長、稲葉克彦君。

○区画整理課長（稲葉克彦君） お答えします。当然、使用収益停止しているわけですから、集団移転補償につきましては、その期間はかかることとなっております。できるだけ早めにお返しできるように一生懸命やっていきたいと思っております。以上です。

○議長（金澤克仁君） 加増充子さん。

○24番（加増充子君） これまで、令和6年3月には交通広場の整備を終わらせますよ、今日もそのような話をされましたけれど、しかし事業の遅れが明らかになって、事業遅延のたびに事業費は膨らむわけですよ。こういう事業費の膨張、そして税金投入に責任はいかほど感じていらっしゃるでしょうか。誰がこの責任を取るんでしょうか。お願いします。

○議長（金澤克仁君） 都市整備部長、浅野和生君。

○都市整備部長（浅野和生君） お答えさせていただきます。この事業、先ほども述べさせていただきましたけれども、補助金を頂きながら年次計画を基に工事を今まで進めてまいりました。確かに事業に——事業が始まってから多くの年月が費やされまして、今現在の状態になっているわけでございます。ようやくこの区画整理事業も終盤を迎えて、駅前交通広場が完成して、A街区の使用収益開始を行うことができれば、ほぼもう100%に近いほどの区画整理事業の完了というのが見えてくることかと思っております。今、職員一同、担当部署としてもその最適なこの工事の工程、そしてこれも何度もお話しさせていただいてますけれども、現在の物価高騰によって部材の高騰、そして調達の間隔が長くなっているような社会情勢もあります。そういうものを克服しながら、今までも進めさせていただいてきたところではありますけれども、確かに、目標の時期に事業を完了できないことに関しましては、申し訳なく思っておりますけれども、一生懸命、皆、作業を進めながら事業に邁進しておりますので、できるだけ早くこの区画整理事業を完了できるように、今後も努めてまいりますので、何とぞ御理解をお願いいたします。

○議長（金澤克仁君） 加増充子さん。

○24番（加増充子君） 繰り返し、担当課は一生懸命やっているとというのはよく分かっておりますが、税金なんですよ、一番は市民の税金、それがどんだん事業を変えるたびに膨らんでいったらどうするの、ということなんですよ。事業がA街区に今度——事業というか区画整理事業がA街区に入って10年経過しました。全体で30年。専門家に言わせると、「こんなに長い間区画整理事業をやっているところはない」ということまで言われました。やっと駅前交通広場の整備完了を目前にしていたんですけども、3月で終わると説明されてきたんですが、国の補助金が確定せず事業がさらに遅れる。補助金の交付申請したときの額を、そのまま予算計上したということなんですか。どうなんですか。この対応について、未確定の補助金はもらえないということですから、その対応についてはいかがお考えですか。

○議長（金澤克仁君） 区画整理課長、稲葉克彦君。

○区画整理課長（稲葉克彦君） お答えします。補助金につきましては、まず前年度の秋に国のほうに最終要望をさせていただいてます。それで、3月末に内示という形でいただいております。ですので、これ全国の市町村が皆さん要望してますので、満額内示というのはなかなか難しいところではあるんですが、その中でいろいろ足りない部分もあったので、事あるごとに国のほう——茨城県のほうを通じまして、国のほうにもお伺いして要望してまいりました。今、補正予算も近々来る——最終的な結果が来ると思いますので、そちらのほうを利用しながら、できるだけ早く工事完成に向けていきたいと考えております。以上です。

○議長（金澤克仁君） 加増充子さん。

○24番（加増充子君） 国の補助金がまだ確定しないということなんですけど、あと、補助金はどのくらい残ってるんですか。幾ら申請して幾らまで入ってきたのか、お示してください。

○議長（金澤克仁君） 区画整理課長、稲葉克彦君。

○区画整理課長（稲葉克彦君） すみません。今年度につきましては、6億1,000万円ほど当初、要望しております。それで3億5,000万円ほど内示を受けてる次第でございます。以上です。

○議長（金澤克仁君） 加増充子さん。

○24番（加増充子君） この補助金が6億1,000万申請したが、3億5,000万までしかいってないということなんですけれど、これによって事業の遅れ、これは何としても避けなければならないと私は考えます。市民の皆さんが、いつきれいに駅前が出来るのか、それを待ちわびているわけですよ。ですから、事業の遅れの要因が国の補助金となれば、予算編成に責任ある市長の出番じゃないですか。国の補助金交付の時期の未確定とあれば、市長の判断で一時的に財政措置を図ることもやむを得ないと考えますが、その点についてはいかがでしょうか。そのことが今後の無駄遣いの縮減になるのではないかと思います。いかがお考えでしょうか、お願いします。

○議長（金澤克仁君） 都市整備部長、浅野和生君。

○都市整備部長（浅野和生君） お答えさせていただきます。先ほどの国の最終的な補正の結果でありますとか、今後、今現在、精査を進め、最終のところに向けて積算などもやっているところでございます。そういう部分などを見据えながら、今後、様々なこの課題の解決に向けて取り組んでまいりたいと思っておりますので、できるだけ早めに工事が完了できるよう、みんなで力を合わせながら進めてまいりたいと思っております。

○議長（金澤克仁君） 加増議員、質問通告の量を見たときに、大丈夫ですかこのペースで。

加増充子さん。

○24番（加増充子君） 御心配ありがとうございます。区画整理事業については、これ以上申してもお答えもなかなか難しいところだと思っておりますので、これで区画整理事業を終わりにします。

そして再開発事業なんですけど、これまでも私たちは、再開発事業については、もう撤退して白紙に戻すべきじゃないかと求めてきたんですが、それについて、この質問通告にあります、平成29年公開されたA街区の事業立案計画、その後の検討というのは——簡単でいいですが、どのようにされたのか、伺います。

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

中心市街地整備課長、中村有幸君。

○中心市街地整備課長（中村有幸君） お答えさせていただきます。今までの検討状況ということで答弁させていただきたいと思っております。A街区につきましては、今までも何度か答弁させていただきましたが、平成29年度に取手駅西口A街区基本構想を地権者の皆様と策定して、にぎわいと活力に満ちた魅力あるまちづくりを進めるという方針でやってございます。そういった基本構想の策定を受けまして、再開発事業の豊富な経験やノウハウを有する民間企業の協力を仰ぐために、平成29年度に事業協力者を公募しまして、株式会社大京と戸田建設株式会社を事業協力者に選出しました。で、その後、A街区の地権者

の皆様によって令和元年度に再開発の準備組合が設立されて、準備組合設立後は、事業協力者は準備組合の事業協力者となりまして、現在、事業化に向けて尽力しているということでございます。なお、それらに対して市も助言・支援などを積極的に行っているという状況でございます。以上です。

○議長（金澤克仁君） 加増充子さん。

○24番（加増充子君） あくまでも再開発に進んでいくという答弁でございましたが、次の公共施設について、施設機能とか公共公益施設の目的というのは、これまでも答弁も他の議員の質問にもありましたので、これは割愛させていただきます。この再開発事業なんですけれども、本当に今、取手市がやって、本当に財政的にどうなっていくのかというのは心配であります。そして今度、今、目前に迫られているのが再開発区域の見直しですよ。参加された——ない方もいらっしゃるという——聞くところによるとそういうことも伺っておりますので、見直し、土地利用の変更については大幅に変わると思うんですが、どのような内容ですか。

○議長（金澤克仁君） 中心市街地整備課長、中村有幸君。

○中心市街地整備課長（中村有幸君） お答えさせていただきます。A街区全体の地権者数は20名ということですが、準備組合に参加している地権者さんは現在18名ということになっております。ただし、再開発に御参加いただける地権者数というのは、現時点では確定はしておりません。準備組合としましては、A街区の多くの地権者の方に再開発事業に御参加いただきたいと考えておりまして、事業計画の内容であったり、事業参加のメリットなどを丁寧に説明をしております。そういった同意取得のための作業につきましては最終的な段階に差しかかっております。しかしながら、再開発事業には参加せず、自らの土地を御自身で御利用したいというお考えを示す地権者様が現れることも想定はされます。そうした場合には、再開発事業の施行エリアの面積が、A街区全体の面積よりかは縮小されまして、それに対応して、建築物の配置や建築物の規模などもろもろの点を再検討していくことが必要になると思われまます。ただし、いずれにしましても、地権者の皆さんの意向を尊重して進めていくことが最も重要であると考えておりますので、市もそこに寄り添って、事業化に向けた作業を、準備組合と事業協力者と一体となって進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（金澤克仁君） 加増充子さん。

○24番（加増充子君） これまでも区画——失礼いたしました、再開発事業については、もう白紙にしないよと提案しているんです。これまでの議論の中で、再開発事業の計画が区画整理事業を遅らせてきた、その要因でもあるかと私は思います。今、事業が遅れる可能性の原因も再開発にあるということでもあると思います。この期に及んで再開発事業への地権者の参加の意思確認すらできていない中で、もう再開事業は白紙にする、土地利用の再検討をすべきだと、取手市は再開事業から撤退をすべきだと、繰り返し求めてまいりました。これを最後に申しまして、これについての質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（金澤克仁君） 申すだけなの。

○24 番（加増充子君） 次に、子育て支援についてです。まず今、少子高齢化は年々深刻な社会現象となっております。とりわけ、これからの社会を担っていく子どもたちが健やかに育ち合う環境づくり、これを社会全体で支える視点から、子育て環境、それから子育て支援、待ったなしです。子育て支援策の充実を求め幾つか伺います。その初めに学校給食です。学校給食の無償化については、これまでも私たちは求めてまいりました。9月議会でも、お母さんたちから無償化を求める請願が出されました。その内容で私は今回も伺いたいんですが、今、明らかになっているのは、学校給食は教育の一環だということであり、この教育の一環であると言えば——言うならば、憲法でうたわれている義務教育は無償とする、この理念から見ても無償化を検討すべきではないかと考えますが、教育長の考えをお願いいたします。

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

教育部長、井橋貞夫君。

〔教育部長 井橋貞夫君登壇〕

○教育部長（井橋貞夫君） 加増議員の御質問に答弁させていただきます。学校給食費の保護者負担軽減——無償化等々の問題なんですけども、これまでも多くの議員の皆様から御質問いただき、その都度ご答弁させていただいてるところです。学校給食は、学校給食基本法に基づきまして実施されております。成長期にある児童生徒の心身の健全な発育、食に関する正しい理解と適切な判断を養うなど、重要な役割を果たすことと考えております。物価高騰が続く中で、学校給食費の無償化ということですが、行政としましては、やはり数多くの重要な施策を事業を展開していく中で、学校給食費の保護者負担軽減を財源として、いわゆる一般財源だけで捻出して実施していくことは非常に難しいと、そう考えております。そういった中でも、令和5年第3回定例会におきまして、物価高騰に左右されない給食の提供を求める決議が、取手市議会で議決されたことも受け止めております。このような状況下におきまして、令和5年度は国の交付金を活用しまして、給食の質と量を維持するために食材の価格が高騰した分を賄材料費に充てることで、保護者の負担増を避けるために、令和4年度から継続して国の交付金を活用した負担軽減策を講じてまいりました。具体的には、令和5年第2回定例会におきましても、現状に即した補正予算として約4,400万を計上して対応しているところがございます。今後も、国が掲げる異次元の少子化対策の動向を注視しながら、国の財源措置を視野に入れまして、保護者の負担軽減策を探ってまいりたいと考えております。以上です。

〔教育部長 井橋貞夫君答弁席に着席〕

○議長（金澤克仁君） 加増充子さん。

○24 番（加増充子君） 物価高騰の中で、お母さんたちの苦労は絶えないと思うんですよ。そういう中で1人約5,000円近い——中学生も一緒に考えますと、1人大体5,000円の負担になってるんですよ。そういう中で、取手市はこれまで物価高騰を避けた——物価高騰で影響を出ないようにということで、約6,000万近いお金が、取手市としても交付金を活用して行われてきました。これは大変私も歓迎するものなんですが、今、子育て中の方々から見れば、子ども1人5,000円、2人になれば1万円、そういう中で、国がき

ちんと無償化をうたっているならば、給食費の無償化は筋ではないか。そういう声が出されているんです。子どもたちの数なんですけれども、年々減少しています。そういう中で子どもたちが少なくなっていく取手市、このまま手をこまねているわけにはいかないと、思うんですよね。ですから必要な財源は年間予算の取手市の——年間予算の1%ですから、今、しっかりと取手市の政策として給食の無償化を明らかにしていただきたい。そして今、自民党の中でも、国もそうですが、無償化をという声も出されているんです。いろいろな考えがあって国でも今議論されているんですけれども、やはりそこは取手市として子どもたちのことを考え、お母さん方、保護者の皆さんのことを考えれば、無償化へ検討していくということが大事だと思うんですが、このままでいいと、手をこまねいているときではないんですが、いいというお考えなんですか。

○議長（金澤克仁君） 教育部長、井橋貞夫君。

○教育部長（井橋貞夫君） 無償化のみが子育ての支援の一つ——これまで——今後も取手市としては子育て支援として様々な事業施策を展開しております。また展開していきます。そういった中で、現実的には保護者の負担軽減、賄材料費を上げない、そういった取組をやっているわけです。ですから、今後もそういった全体の子育て支援の中の一つとして継続してやっていきたいと考えております。

○議長（金澤克仁君） 加増充子さん。

○24番（加増充子君） 国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、これが議員のほうにメールで届きまして、取手市は6億2,900万あると、明らかになっております。この交付金を活用して無償化に向けての検討、今すぐ無理であっても、5割軽減、3割軽減とかいろいろ方法はあると思うんですが、そういう検討を進めていってはどうかと思うんですが、その考えはどうなんですか。

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

財政部長、田中英樹君。

〔財政部長 田中英樹君登壇〕

○財政部長（田中英樹君） それでは、加増議員の御質問にお答えします。さきに議員の皆様へ交付金の国からの内示額というものを送付させていただきました。ただいまあった6億数千万という通知の中で、給食費の無償化という御質問でございますけれども、その6億円のほうの財源につきましては、初日の——議会の初日の7万円の給付事業のほうに——の内示額ということになりますので、そちらは給食費の無償化とは別でございます。

〔財政部長 田中英樹君答弁席に着席〕

○議長（金澤克仁君） 加増充子さん。

○24番（加増充子君） ということは、今回示された臨時交付金は、初日の議案が議決された内容に使われるということなんですかね。それはそれで悪いことでもありませんのでいいんですが、学校給食についての無償化は、やはり皆さんの願いであるし全国の大きな運動でありますので、検討しないというよりは——今すぐ実現は無理だと私も受け止めます。しかし、それぞれの自治体の子どもたちの数、お母さんたち、お父さんたち、子育て支援している方々のお声をしっかりと受け止めて、やっぱりこのままではよくないと思う

んですが、しっかりこの検討はされていくべきだと思うんですが、それについてもされないというお考えでいいんですか、受け止めは。

○議長（金澤克仁君） 教育部長、井橋貞夫君。

○教育部長（井橋貞夫君） 先ほども答弁させていただいていますが、このような社会情勢、物価高騰の中で食材の価格が高騰しまして、賄い材料費に充てることを保護者に負担を求めない、これまでどおりの給食の質と量を維持するといったことを措置していきたいと思いますので、こういったものを続けていきたいと考えております。

○議長（金澤克仁君） 加増充子さん。

○24番（加増充子君） 子どもたちの毎日食べる給食は、たとえ一食であろうと子どもたちの栄養を考えていくということで、しっかりと質と量、それは本当に守っていただきたいと思いますが、保護者の皆さんの子育て支援の一環として、そういう無償化も視野に入れながら、今後、軽減策も含めて検討していただきたい、私から強く要望いたしまして、この無償化については終わり——終わりいたします。

次、子どもたちの医療費についてなんですが、ありがとうございました。子育て支援の中で、学校給食も大事、それともう一つは、子どもたちの医療費の完全無料化なんです。今、お母さんたちの長い運動のもと、子どもの医療費が18歳まで助成制度が確立されました。また全国では既に無料になっているところもあります。長い、お母さんたちみんなの願いなんです。女性の願いでもありました。私も子育てしながら、ゼロ歳までの子どもの医療費助成制度があったということで大変喜びました。そういう中で、今、助成制度は助かるんだけど、窓口負担1回600円、お医者さんに行けば、2回行けば1,200円、病院によっては科ごと600円取られるということなんです。そうなりますと負担は大きいですね。経済的にも厳しくなりますので、お金の心配なくお医者さんにかかる、完全無料化を求めるものなんですが、市長の見解をお願いいたします。

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

健康増進部長、渡来真一君。

〔健康増進部長 渡来真一君登壇〕

○健康増進部長（渡来真一君） 加増議員の御質問に答弁させていただきます。現在、子どもの医療費につきましては、茨城県と市町村の共同事業である医療福祉費支給制度——通称マル福と呼ばれているものです。こちらと市の独自事業である、ぬくもり医療支援事業で、18歳までの医療費の助成を実施しております。いずれの制度も現行での窓口での自己負担額は、外来の場合は1回600円で月2回まで、入院の場合は1日300円で月に10日までとしておりますが、外来においては、月2回までの1,200円を上限といたしまして、3回目以降の自己負担はありません。また、入院についても月3,000円を上限としておりますので、子ども医療費にかかる負担軽減については、十分図られているものと捉えております。その上で、議員から御質問いただいております、子ども医療費の完全無料化につきましては、この自己負担分を公費で負担するためには、市独自で新たな財源を確保しなければならないことから、この医療費の完全無料化につきましては、やはり長期的に安定した制度設計になることを見据える必要があるかと考えております。こうしたことから、

県下統一された制度で取り組むことが望ましいと考えております。

〔健康増進部長 渡来真一君答弁席に着席〕

○議長（金澤克仁君） 加増充子さん。

○24 番（加増充子君） これまでの取手市の中で、県のマル福制度で——何ていうんですか、適用できない子どもたち、所得制限がある子どもたち、これは小学校3——6年生までのことです——子ですよ。そして取手市独自で13歳から18歳までがぬくもりで担っているということで、取手市のこの子どもたちへの対応というか、こういう支援策は大きいものだと私は受け止めています。ここまで取手市が頑張ってきた、子どもたちのためにということで頑張ってきたのは重々承知しております。その上に立って全て無償——無料にならないものかということなんですね。私も人口——年齢別人口を見ましたら、赤ちゃんが年間500人ちょっとしか生まれてないんですよ。ということは、年々減っているということは、子どもたちの数が少なくなってきた。私が議員になった頃は年間1,000人近い800人、900人生まれてました。それが500人ということでは、このままいけば子どもたちがいなくなっちゃう、赤ちゃんがいなくなっちゃう、そんな取手市になるのではないかと思うんですね。ですから、このまま行くのではなく、少子化を止める一番の鍵として、医療費の心配がない、窓口負担をゼロにしてほしい、そういうことなんですね。今現在、県内でも外来だけ自己負担なしで行っている自治体は11自治体あります。取手市もこの自己負担撤廃、窓口負担を検討すべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

国保年金課長、関口勝己君。

○国保年金課長（関口勝己君） お答えさせていただきます。現行制度において、受給者に自己負担していただいております窓口負担分を市が公費負担する場合、令和4年度の実績で試算したところ、新たに約6,000万円程度の一般財源を必要とし、さらに議員ご質問の窓口負担の完全無料化を実施するには、現行制度の自己負担額未滿の窓口負担分についても全て市が公費負担することになりますので、その総額を正確に試算することはできませんが、少なくとも7,000万円から多くて1億円程度の一般財源が新たに必要となると思われまので、先ほど部長が答弁したとおり、市の単独の予算で窓口の完全無償化を実施するよりも、県との共同事業である小児マル福制度において、県下統一された仕組みの中で県が2分の1を負担する形での実施が望ましいと考えております。以上です。

○議長（金澤克仁君） 加増充子さん。

○24 番（加増充子君） これまで子どもの医療費18歳まで延ばして助成制度を行っているということは、大変、保護者にとっても、私もうれしく思っておりますが、これは600円という、窓口負担600円、1回600円ですから2回までなんですよ。これを取る県の事業そのものに大きな問題があるのかなと思うんです。取手市、頑張ってもお金が出せない。だったら取手市からきっぱりと、県に窓口負担をなくしてください、そのようなことは言えないんでしょうか。

○議長（金澤克仁君） 国保年金課長、関口勝己君。

○国保年金課長（関口勝己君） お答えさせていただきます。県の自己負担に対する考え

方についてお話しさせていただきますと、令和4年3月8日に行われました県議会令和4年第1回定例会において、知事がこのように述べております。「自己負担金の撤廃につきましては、軽症にもかかわらず、休日や夜間の安易な救急外来の利用につながる可能性があることから、医療機関の適正利用を阻害する要因になりかねないとの懸念を持っております。県内の限りある医療資本が、本当に必要な方に適時適切に活用されること、さらに、今後一層の取組が求められる医師の働き方改革に適切に対応する観点からも、県民の皆様適切な受療行動に御理解・御協力をいただくことは大変重要であります。このことから、医療費の自己負担金を撤廃することにつきましては、非常に慎重に考えざるを得ない」旨を答弁しております。取手市においてもこれまでの一般質問において、医療費を受けるための受益者負担は少なからず必要と考えている旨を答弁しておりますので、市独自に現行制度以上の医療費助成の拡大は考えておりませんが、今後、県におきまして制度改正がなされた場合は、当市においても改正に準じた取組を図ってまいりたいと考えております。

○議長（金澤克仁君） 加増充子さん。

○24番（加増充子君） 県の見解がそうだから取手市もそれに倣うということなんですよ。それで、軽症にもかかわらずお医者さんに来るから、お医者さんの働き方改革を考えるとやらないということ。どんな軽症でも病院に行かなきゃならない子どもたちがいるんです。初めての子どもを持ったお母さんは、心配で心配でならないんですよ。そういう人たちも軽症だからあんた来なくていいですよ、お医者さんを増やさなきゃなんないんだから来なくていいですよということを、県が言ってると同じじゃないですか。そして、令和4年3月8日、これ市長、県議で現職でしたよね。違いますか——令和4年3月8日、県議で現職でしたよね。そのときに、県から示されたのに対してはどのような対応をされたのか気になるところです。取手市広報の11月15日の「住み続けるほど好きになる街をつくる！」ということで、市長の言葉に「市民の方々はもとより、若い子育て世代を中心とした方々が取手市を住みたいと選び——住まいとして選び、住み続けたいくなる、そのようなまちにしたい」、市長、この言葉だけでは立派じゃないですか。だったら大変市民は期待するんだと思いますが、やってることは違うということで、現役の時代に県議会の中でそのようなことを言われといて、「あっそうですか」と思って県議時代を過ごしたのか。で、市長になったらこのように言っているということは、もっともっとよくしたいというお考えで広報に載せたんだと思いますが、そこの辺を市長にお尋ねします。

○議長（金澤克仁君） その質問……。

健康増進部長、渡来真一君。

○健康増進部長（渡来真一君） お答えさせていただきます。まさに今、加増議員のほうから、市長の住み続ける、子育てのまちづくりということでお話ございましたけども、本日の石井議員への一般質問の答弁の中でも、市長のほうから、その市長の思いを答弁のほうはさせていただいたと思います。あわせまして今、関口課長のほうから御紹介させていただきました県知事の答弁でございますけども、決してこれは軽症だから病院に来ないでほしいといったような趣旨ではないとは思っています。やはりこの子ども医療費の完全無料化ということなんですけども、これ、少なからず受益者負担を求めることは必要であると

いうふうに感じております。議員のほうからも御紹介いただいたとおり、今のところ1日600円で月2回まで、入院は1日300円で月に10日までと、3回目以降の自己負担というのはございません。こういったところの負担軽減につきましては、現状十分に図られていると我々は捉えております。この子ども医療費の完全無料化、無償化につきましては、やはり市独自で新たな財源を確保ということではなくて、長期的に安定した制度設計になることを見据える必要が、これはあるかと思えます。これは県下統一された制度で取り組むことが望ましいと考えております。以上です。

○議長（金澤克仁君） 加増充子さん。

〔チャイム音〕

○24番（加増充子君） 納得できません。受益者負担は望ましいとおっしゃいましたけど、全て税金にも全てそういうふうになっているんですが、子どもは社会の宝、取手市の宝なんですよ、大事な子どもたちなんです。その子たちが健やかに育つための一助として一歩踏み出しませんかと求めているんですが、それでも望ましい——「望ましい」ということはどういうことでしょうか。

○議長（金澤克仁君） 国保年金課長、関口勝己君。

○国保年金課長（関口勝己君） お答えさせていただきます。やはり新しく医療窓口の撤廃ということであれば、新たな財源ということはさきに答弁したとおりなんですけど、県また国に対しても、完全医療費の無料化については国の制度として実施すべきで、また財源についても国が負担すべきというような要望を取手市のほうからは出してあります。その上で、医療費の無料化につきましては、ある程度恒久的な財源の中で安定的に実施されるのが望ましいというように考えておりますので、その点ご理解いただければと思います。以上です。

○議長（金澤克仁君） 加増充子さん。

○24番（加増充子君） この質問は繰り返しても答えが見えないんですが、やっぱり子どもたちの命を大事にする。成長して大きくなってこの取手市を担っていく子どもたちなんで、もっともっとう検討して、それに近づけていただきたい。そのように思います。子どもたち——生まれる赤ちゃんが少ないというのはもう現実あるわけですから、大事な子どもたちを本当に幸せにしていく……

〔チャイム音〕

○24番（加増充子君） （続）それは大人の責任でありますし、自治体の責任でもあると思うんですね。子育てはお母さんなんていう時代はとっくに過ぎました。やっぱり社会で見ないとやりきれない、育ちきれない状況なものですから、ぜひ取手市もここまで踏ん張って頑張ってきたのなら、頑張っていたきたい。そして市長の言葉、「若い世——子育て世代を中心とした方々が取手を住まいとして選び、住み続けたいくなる、そのようなまちにしたい」、だったら住み続けたいために努力していこうじゃありませんか。市長、ぜひお願いいたします。以上で私の質問といたします。ありがとうございました。

○議長（金澤克仁君） 以上で、加増充子さんの質問を終わります。

ここで、渡来健康増進部長より発言の訂正を求められておりますので、この際、これを

許します。

健康増進部長、渡来真一君。

〔健康増進部長 渡来真一君登壇〕

○健康増進部長（渡来真一君） 貴重なお時間を頂戴いたしまして申し訳ございません。昨日の本会議における久保田議員への一般質問でのプレコンセプションケアに関する御質問に対する私の答弁の際、WHOが平成24年に提唱した保健介入について、「妊娠前の女性と男性に」とお答えいたしましたが、正しくは「妊娠前の女性とカップルに」の誤りでございました。大変申し訳ございませんでした。訂正をお願いいたします。

○議長（金澤克仁君） 議長はただいまの発言訂正を許可します。

以上で、本日の日程は全て終了しました。本日はこれで散会します。

午後 3時02分散会